

三 仏 齊 の 再 検 討

——マラッカ海峡古代史研究の視座転換——

深 見 純 生*

Reexamination of *San-fo-ch'i*

——Change of Perspective of the Study on Early History
of the Western Part of Insular Southeast Asia——

Sumio FUKAMI*

San-fo-ch'i appears in Chinese source materials from the 10th to 15th centuries and has been almost unanimously identified with Srivijaya. It is, however, well known that Chinese records on *San-fo-ch'i* in the second half of the 11th century contain several explicit mistakes and other parts that seem incomprehensible. The accepted theory that the capital of Srivijaya moved from Palembang to Jambi around 1080 is based on interpretation of these documents.

After reexamination of all the related Chinese records, I reached a fundamentally different understanding on what *San-fo-ch'i* is in Chinese source materials.

Concerning *Ti-hua-chia-lo* who sent tributary mission to China in 1077, and who was recorded as ruler of Cola on one hand and as ruler of *San-fo-ch'i* on the other, my conclusion is, without excluding any information from source materials as mistaken, that he represented the Cola power in *San-fo-ch'i* and that as such he was the ruler of *San-fo-ch'i* at the same time. The dominance of Cola in the *San-fo-ch'i* area seems to have been established through a great expedition to the area

mounted in 1025, which is recorded in the so-called Tanjore inscription. His residence seems to have been at Kedah. And the seemingly mysterious descriptions of *San-fo-ch'i-Chan-pi* (*San-fo-ch'i-Jambi*) as a tributary state in 1079 and 1082 and of *San-fo-ch'i-Chou-lien* (*San-fo-ch'i-Cola*) also as a tributary state in 1082 can be explained if, by analogy with *Ta-shih*, which is a general name for Arab or East Asian countries, *San-fo-ch'i* is understood as a general name for countries in a particular area.

Thus I conclude that *San-fo-ch'i* should be regarded not as a single polity or empire, like Srivijaya of the 7th and 8th century, which can safely be identified with Chinese *Shih-li-fo-shih* of Tang times, but as a general name for countries on the east coast of Sumatra and in the central and southern parts of the Malay Peninsula. *San-fo-ch'i* can be identified with Zabaj of Arab records, which includes Kalah (Kedah), Ramni (Aceh), Sribuza (Palembang?) and so on.

This conclusion raises new problems hitherto unconsidered, some of which are mentioned in the last part of this paper.

* 摂南大学国際言語文化学部; Faculty of International Language and Culture, Setsunan University, 17-8, Ikeda-nakamachi, Neyagawa, Osaka 572, Japan

I 序

1. はじめに

10世紀中頃から15世紀中頃までの漢文資料

に現れる三仏齊は通常、刻文資料に見えるシュリーヴィジャヤ国 (Śrīvijaya) のことと理解されている。シュリーヴィジャヤ国の存在は長く人々の記憶から失われていたが、1918年セデス [Coedès 1918] が中国資料の室利仏逝を、それまで王名と考えられていた現地の碑文のシュリーヴィジャヤと同定することによって再生させたとされる。室利仏逝は唐代の漢籍に見え、その時期の碑文でシュリーヴィジャヤの名を刻むものとしては現在、スマトラで発見された六つの碑文 (うち三つには680年代の紀年あり、他の三つはこれらと同時期とされる) とマレー半島中部のナコンシータマラートで発見された775年の碑文 (所謂リゴール碑文) が知られている。シュリーヴィジャヤの名を記す碑文にはこの他に11世紀の南インドのものが知られている。セデスは室利仏逝をシュリーヴィジャヤに同定するとともに、唐代の室利仏逝を宋代以後の三仏齊に同定する当時の通説に従って、三仏齊もシュリーヴィジャヤに同定し、また都の位置はパレンバンとした。かくして、シュリーヴィジャヤ国は7世紀後半に台頭してより、明史三仏齊伝が三仏齊の滅亡を記していることから、14世紀後半まで存在したとする定説が生まれた。そしてシュリーヴィジャヤは東西交通の要衝であるマラッカ海峡を抑えて、東南アジアを代表する交易国家、さらに交易帝国として栄えたと見なされ、東南アジアの古代中世の栄光の代名詞となっている。確かに三仏齊をシュリーヴィジャヤに同定する限り、シュリーヴィジャヤが交易帝国としてすばらしい繁栄を見せていたとする歴史像は揺るがないであろう。その都の位置については、その後、桑田 [1945a]、ウォルタース [Wolters 1966] が熙寧・元豊年間の三仏齊関係の記事の検討を通して1080年頃にパレンバンからジャンビに移ったとしてから、それ以前はパレンバン、以後はジャンビにあった

とするのが定説になっている。¹⁾

三仏齊をシュリーヴィジャヤに同定することに異論がないわけではなく、とくにマジュムダルは三仏齊をシュリーヴィジャヤではなくアラブ資料に見えるザーバジュ (Zabaj) に同定すべきと主張している [Majumdar 1937: 204-227]。三仏齊とシュリーヴィジャヤとが音韻上対応しにくいことは定説の側でも問題とされているが、三仏齊はシュリーヴィジャヤのアラビア語化したスリブザ (Sribuza)、サルバザ (Sarbaza) などの音を写したものとされ、従って三仏齊はやはりシュリーヴィジャヤに同定できると考えられている。

本稿は熙寧・元豊年間の漢文資料の検討を通して三仏齊とシュリーヴィジャヤの同定に異を唱え、併せて三仏齊が単一の国家とか帝国とかではなく、諸朝貢国の総称であることを明らかにしようとするものであり、このことを通して、従来シュリーヴィジャヤ史として構成されてきた東南アジア島嶼部西部、とくにマラッカ海峡の古代史研究の視座を転換する必要を唱えるものである。

2. 漢籍資料の混乱

11世紀後半の三仏齊に関する中国資料自体にかなりの混乱、あるいは理解に苦しむ記述があることは夙に指摘されている。この混乱は本稿の主な内容に関わるものであるので、まずその概要を見ておきたい。ここでは宋代の三仏齊に関する最も重要な研究というべき桑田の『三仏齊考』[桑田 1945a] に従って見ていくことにする。三仏齊関係の漢籍資料は、戦後発表された広州の碑文を除いて、この研究ではほぼ尽きているからである。

①熙寧十年(1077)の朝貢

- 1) 戦前の研究史については[桑田 1945a: passim; 桑田 1945b: passim; Sastri 1940]、近年の研究動向については[深見 1981; Wolters 1979]を参照。

天聖六年（1028）以後1077年まで約半世紀の間三仏齊の朝貢は諸書に見えない。1077年の朝貢は宋史三仏齊伝と文献通考三仏齊伝に見えるだけで、続資治通鑑長編、宋会要輯稿（とくに歴代朝貢）、玉海、山堂考索などの諸書に見えない。桑田は、宋史注輦伝その他の資料に見える同じ年の注輦の朝貢に関する記事の一部分が誤って三仏齊伝に入ったのであり、従ってこの年の三仏齊の朝貢はなかったとしている[1945a：70-71]。

②元豊（1078-85）、元祐（1086-94）年間の朝貢

宋史三仏齊伝は「元豊中使至者再」と言いながら、元豊二、三、五、六年の4回朝貢があったように書いている。また元祐年間の朝貢については全く記していない。これは実は「三年」は五年の誤り、「五年」と「六年」は各々元祐三年と五年の誤りで、しかもこの他に元豊七年の朝貢もある。従って、元豊・元祐年間の三仏齊の朝貢は元豊二年（1079）、五年（1082）、七年（1084）、元祐三年（1088）、五年（1090）に行われている[桑田 1945a：86-94]。

③三仏齊詹卑国、三仏齊注輦国という表現

1079、1082両年に朝貢したのは単なる三仏齊ではなく「三仏齊詹卑国」と記されている。また桑田は否定しているが、1082年には「三仏齊注輦国」の朝貢もあった。三仏齊＝シュリーヴィジャヤ（パレンバン）、詹卑＝ジャンビ、注輦＝チョーラという通説の立場から見ると、三仏齊詹卑国、三仏齊注輦国という表現には何らかの混乱があると考えざるをえない。この混乱した資料の解釈から、シュリーヴィジャヤの都が当時パレンバンからジャンビに移ったとする今日の通説が生まれた。

④「注輦役属三仏齊」

文献通考の蒲甘伝に次の記事がある。宋史蒲甘伝もほぼ同文である。

宋崇寧五年（1106）蒲甘遣使入貢，詔礼秩

視注輦，尚書省言，注輦役属三仏齊，故熙寧中，敕書以大背紙，緘以匣牒，今蒲甘乃大国蕃王，不可下視附庸小国，欲如大食交趾諸国礼，凡制詔，並書以白背金花綾紙，貯以間金鍍銀管籥，用錦絹夾牒緘封以往，從之。

この資料から、中国政府において、注輦が三仏齊に役属している、注輦は三仏齊という大国の「附庸小国」であるという認識が存在したことがわかる。その認識は注輦の（または三仏齊の）熙寧年間の朝貢に由来することがわかる。その熙寧年間の朝貢は熙寧十年しかないもので、これは熙寧十年（1077）の朝貢である。しかしチョーラの刻文からは、チョーラが三仏齊に対して優位に立っていたとすべきことが明らかである。従ってこの中国政府の認識は誤りであったことになる。

以上のうち中国資料以外の資料と突き合わせることによって誤りが指摘される④はともかくとして（これが実は資料の誤りではないことは後に述べる）、①②③は資料の記述が誤っている、または混乱していることが同じ中国資料によって明らかになる希有の例——少なくとも東南アジア島嶼部関係の記述では——である。それが熙寧、元豊年間に集中していることは、その時期にこのような錯誤が生じる事情があったからであろう。あるいはまた、我々の、ないしは資料の編者の認識の枠組みに問題があるからであろう。本稿はこのような資料の錯誤、混乱——または、そのように見えること——の検討をとおして三仏齊に関する認識の枠組みを改めようとするものである。

II 熙寧十年の朝貢

——三仏齊の朝貢か注輦の朝貢か

1. 熙寧十年の三仏齊朝貢記事

熙寧十年（1077）の朝貢の検討から始めた

い。宋史三仏齊伝は次のように記している。

熙寧十年，使大首領地華伽囉来，以為保順
慕化大將軍，賜詔寵之曰，吾以声教覆露方
域，不限遠邇，苟知夫忠義而来者，莫不錫
之華爵，耀以美名，以寵異其国，爾悦慕皇
化，浮海貢琛，吾用汝嘉，併超等秩，以昭
忠義之勳。

「吾以声教」以下は詔の文章である。この年
の三仏齊朝貢について他には文献通考の三仏
齊伝に「賜詔寵之」までがあるだけで，他の
諸書には見えない。宋代の三仏齊の朝貢で宋
史三仏齊伝と文献通考三仏齊伝にのみ記さ
れ，続資治通鑑長編，宋会要輯稿（特に歴代
朝貢），玉海，山堂考索のいずれにも記され
ないケースは他には全くない。

2. 注輦の朝貢記録

当然同じ年の注輦の朝貢記事との関係が問
題になる。注輦の朝貢は宋史注輦伝，文献通
考注輦伝，続資治通鑑長編，宋会要輯稿，玉
海のすべてに大中祥符八年（1015），天禧四年
（1020），明道二年（1033），熙寧十年（1077）
の4回記録され，嶺外代答と諸蕃志は大中祥
符八年と熙寧十年のみを記している。

1015，1033，1077年の記事では王名が記さ
れている。1015年の注輦王は羅茶羅乍（宋史
注輦伝）で，これはチョーラ王ラージャラー
ジャー世（Rajaraja，在位 985-1014）に，1033
年の尸離羅茶印俺囉注囉（宋史注輦伝）はチ
ョーラ王（シュリー・）ラージェーンドラ・
チョーラ（Śrī Rajendra Cola，在位1014-1044）
に当たり，いずれも漢字の音と現地の刻文か
らわかる王名とが一致する。問題は1077年の
地華加羅である。当時のチョーラ王クロート
ウンガー世（Klotungga，在位 1070-1119）と音
が対応しない。これは通常，この王の別名ラ
ージェーンドラ・デーヴァ・クロートウンガ
（Rajendra Deva Klotungga）のデーヴァ・
クローの部分を書いたのが地華加羅であると

解されている [Majumdar 1937: 186]。²⁾ な
おこの王が即位前の1067年に自ら中国を訪れ
たとする見解は熙寧十年=1077年を1067年と
誤ったために生じたもので問題外である [桑
田 1945a: 71]。

1077年の注輦の朝貢記事を見ると，資料に
よって多少の出入りがあるが，次に掲げる宋
史注輦伝が最も詳しい。

熙寧十年，国王地華加羅遣使奇囉囉，副使
南卑琶打，判官麻図華羅等二十七人来献腕
豆珠，麻瑠璃，大洗盤，白梅花腦，錦花，
犀，牙，乳香，瓶，薔薇水，金蓮花，木香，
阿魏，鵬砂，丁香。使副以真珠，竜腦，登
陸跪而散之，謂之撒殿，既降詔，遣御藥室
勞之，以為懷化將軍保順郎將，各賜衣服器
幣有差，答賜其王錢八万一千八百緡，銀五
万二千両。

これを先掲の同年の三仏齊の朝貢記事と比べ
ると，桑田が指摘したように，これら二つの
記事を合わせて一つのものと見ることができ
る [桑田 1945a: 70-71]。その論拠は次の4
点である。

①ともに熙寧十年である。

②王名=地華加羅が同じである（この点は
後で触れる）。

③注輦伝の「降詔」は三仏齊伝の「賜詔」
の文と見ることができる。

④王に保順慕化大將軍，使者に懷化將軍，
保順郎將が与えられたと見ることができる。

元来一つであった記事が宋史では三仏齊伝
と注輦伝に分割されたのだとすれば，他の諸
書に三仏齊朝貢なく注輦朝貢があるので，
「宋史三仏齊伝の熙寧十年の入貢は，注輦国
の同年の入貢の記事の一部分を，誤って混入
したものであると思う。換言すれば熙寧十年
三仏齊入貢を否定することになる」[同所]と
いう桑田の結論は当然である。桑田はまたこ

2) チョーラ王の在位年は [Majumdar 1937: 167
-190] による。

の立場から、宋史三仏齊伝の「使大首領地華伽囉来」は「大首領地華伽囉遣使来」の誤りとするが、この点について筆者が見解を異にすることは後に述べるとおりである。

なぜこのような錯誤が生じたのか桑田は特に論じていないが、このような二つの誤りは無意識の誤りと見るにはあまりに不自然であり、何らかの作為の結果と見るべきであろう。この観点に立つと嶺外代答の注輦伝に「至神宗熙寧十年六月，此国亦貢方物，上遣内侍劳問之，乃此国也」とあって、わざわざ「乃此国也」と断っているのも不自然である。

3. 広東天慶観碑文

1960年代になって「広東重修天慶観記」なる碑文が紹介され[戴 1979; Tan 1964]，この1077年の朝貢をめぐる議論は新たな展開が可能になった。「元豊二年（1079）重九日」に記されたこの碑文の全文は本稿末尾に掲げる（資料Ⅰ）。これは皇祐四年（1052）儂智高の乱の際に破壊された広州の天慶観の修復に「三仏齊地主都首領地華伽囉」が貢献したことを記すものである。この地華伽囉が保順慕化大將軍を賜ったことが記されており，おそらく同じ機会に判官麻図華囉が保順郎将を賜ったと考えてよいであろう。これが何年のことか明記されていないが，熙寧三年（1070）と元豊二年（1079）の間であることは確実で，おそらく熙寧十年と見てよいであろう。

この碑文を紹介した戴裔煊はまた，天下郡国利病書の三仏齊国の条に引かれた広州旧志の一節を紹介している。これも本稿末尾に掲げる（資料Ⅱ）。なお東西洋考卷12に「見広州志」として一部簡略化したほぼ同じ内容の文が引用されている。広州志は15世紀ないし16世紀に成ったものであるが，碑文の内容と一致する部分が多いので碑文と相補い合う価値の高い資料と考えることができる。ここには「明年地華伽囉没」と記され，この「明年」

は元豊三年（1080）と考えることができるので，この碑文と広州志の地華伽囉は治平年間（1064-1067）ないしそれ以前から1080年まで「三仏齊地主都首領」の地位にあったことになり，これは在位 1070-1119 年のチョーラ王クロートゥンガではありえない。

そこで，宋史三仏齊伝の「大首領地華伽囉」，宋史注輦伝の「国王地華加羅」，天慶観碑文（および広州志）の「三仏齊地主都首領地華伽囉（地華伽囉）」が同一人かどうかが問題になる。戴は同一人であり，宋史注輦伝は誤りで，1077年については注輦の朝貢なく三仏齊の朝貢があったとする説を立てている。戴の所論の一部を批判した林家勁は，同一人説には従いつつも，1077年の朝貢について，注輦の入貢は三仏齊の入貢に委託して行われた，換言すれば実際に中国に来たのは三仏齊の使節であるが，この使節は注輦の朝貢使を兼ねていたので，両国の朝貢があったことになる」と結論する[林 1979]。

戴の説では，宋史注輦伝その他の諸書にこの年の注輦朝貢が記されていることが十分説明できず，注輦固有の慣習である「撤殿」が行われていることの説明がつかない（撤殿については第三章第3節参照）。林の説の場合は，本来三仏齊の朝貢であり，朝貢使であるものが，後代の編纂書である宋史と文献通考の三仏齊伝以外の，宋代の諸書において注輦の朝貢として扱われていることの説明ができないであろう。

4. 別人説＝ウォルタース説批判

筆者の説に入る前に別人説を見ておこう。

ウォルタースは注輦伝の地華加羅と，三仏齊伝および天慶観碑文の地華伽囉は別人と考えている。その根拠は次の3点である[Wolters 1966: 229-230]。

①注輦伝の地華加羅は「王(king)」であるのに対し，三仏齊伝と天慶観碑文の地華伽囉

は「首領 (chief)」のタイトルで示され、このタイトルの違いは地位の高低の違いを示す。

②三仏齊の地華伽囉に保順慕化大將軍、注輦の地華加羅に懷化將軍が与えられている。

③地華伽囉と地華加羅。伽囉と加羅の文字が区別されている。

ウォルタースは1077年に注輦の地華加羅も三仏齊の地華伽囉も各々朝貢しているとして、この1077年の状況を、チョーラとシュリーヴィジャヤ両国のライバル関係を措定した上で、次のように考えている。

①1077年注輦の地華加羅 (=クロートゥンガ) は三仏齊をも支配する上級支配者 (overlord) であるかの如きふりをした。

②10年前にシュリーヴィジャヤに与えた軍事的援助 (1068年頃のチョーラのカダーラム (Kadaram) 遠征。本章第6節参照) がこの支配領域に関する虚偽の申し立ての根拠となった。

③それゆえ後代の中国の資料編纂者達は、1077年にシュリーヴィジャヤが独立国であったかどうか怪しみ、この年の三仏齊朝貢を無視することにした。

④シュリーヴィジャヤの使節は首尾よく逆の主張、つまり蒲甘伝に見える「注輦役属三仏齊」を中国に認めさせるのに成功した。

⑤しかし宋史の編者だけがこの1077年の三仏齊の朝貢を認めた。彼はしかし支配者と使節の名前を間違った。

⑥注輦の判官麻図華羅と天慶観碑文の判官麻図華囉の名前の一致は宋史の編者の間違いによるもので、このような細かい点に拘泥する必要はない。

まずこの1077年の状況①～⑥を批判しておきたい。第1に、②の1068年頃の遠征をチョーラが三仏齊=シュリーヴィジャヤの王を援助するためのものと見ることは、通説ではあるけれども、後に述べるような異なる解釈が可能である。①、③、④は資料的根拠が全く

なく、資料の混乱を説明するための一つの想像に過ぎない。⑤については、おそらく続資治通鑑長編、宋会要輯稿など宋代の資料の編者も宋史の編者も、ともに利用した共通の原テキストが存在したであろうが、宋代の資料を参照しつつ作成された宋史においてのみ注輦の朝貢と並んで三仏齊の朝貢を認めているのは不自然である。また天慶観の重修に重大な貢献を行い、かつ、おそらくはこれとの関連で「大將軍」を与えられた三仏齊の地華伽囉について続資治通鑑長編などの宋代の資料が記さず、逆に「將軍」を与えられた注輦の地華加羅について記しているのは不自然である。このことは逆に言えば、「chief」にすぎない者に「大將軍」が、「king」に「將軍」が与えられたという逆転現象があったことになり、これをウォルタースは別人説と両国のライバル関係を措定することによって説明しようとしていると言えよう。別人説が成立せず、またライバル関係も措定する必要がなければ成立しえない考え方ということになる。最後に、ここではそもそも資料の混乱を前提として、その説明が求められているのであるから、⑤や⑥のような資料の誤りを云々することは論拠となりえない。

こう見てくると①～⑥という1077年の状況を想定することの根拠は弱いことがわかる。

つぎにこの想定は別人説を前提としているので、上記の別人説①～③を批判しておきたい。第1に、この3点は別人説の根拠というよりは、別人であることを前提として成り立つ解釈と言うべきである。第2に、①のタイトルの違いは、同一人を三仏齊伝と注輦伝の両方に記すために、意図的に区別しようとした結果と解釈することもできよう。すなわち、後に論じるように、注輦王であると同時に三仏齊地主都首領でもある一人の人物が存在すれば、この①は別人説の根拠として無意味である。②については、既に見たように、宋

史の三仏齊伝と注輦伝の記事は合わせて一つに見ることができ、地華伽囉（地華加羅）が保順慕化大將軍を、使節が懷化將軍や保順郎將を与えられたと見ることができる。しかも天慶觀碑文には保順慕化大將軍地華迦囉と保順郎將麻図華囉とが現れる。また、熙寧・元豊・元祐年間の朝貢記事から判明する限りで、將軍は王ではなく使者に与えられていること（第三章第5節参照）も、両記事を合わせて一つと見る根拠の一つとなしえよう。③の伽囉と加羅の文字の違いについては、筆者はこれを、宋史の編者が一つの原テキストを三仏齊伝と注輦伝に分割する際に意図的に行った区別と想像する。それはともかく、このような文字の違いは三仏齊伝や注輦伝の他の箇所でもしばしば見られることであって、重視する必要がないであろう。事実宋史三仏齊伝の地華伽囉は広州志では同じ地華伽囉に作るが、天慶觀碑文では地華迦囉に作っている。

5. 東南アジアの注輦

こう見てくると別人説の根拠は薄弱である。少なくとも、同一人説からの批判が十分可能なものである。以下に同一人説に立って論を進めるが、まず同一人説の根拠を整理しておく次のようになる。

①天慶觀碑文と広州志の地華伽囉は同一人。

②天慶觀碑文（および広州志）と宋史三仏齊伝の地華伽囉は同一人。

この2点はウォルターズも認めている。

③問題は宋史注輦伝と①②の3資料との関係である。この問題では、文字の細かい違いは別にして、地華伽囉という名前が同じであることの他に、

a) 桑田が指摘するとおり、三仏齊伝と注輦伝の内容は合わせて一つと見ることができる。

b) 注輦伝の判官麻図華囉は天慶觀碑文の判

官保順郎將麻図華囉と同一人であろう。

c) 注輦伝の使者奇囉囉は天慶觀碑文および広州志の治平中の条の至囉囉と、おそらく、同一人であろう。

という3点に基づいて、宋史注輦伝と①②の3資料の地華伽囉は同一人と考えられる。

さて、同一人説を取った場合、地華伽囉は注輦王とする資料と三仏齊地主都首領とする資料とが存在するゆえ、注輦王であり同時に三仏齊地主都首領であると考えべきである。どちらか一方のみの支配者と見なした場合に解釈しきれない問題があることはこれまで述べてきたとおりである。一人が注輦と三仏齊の両方の支配者であるケースとして、論理的には次の4つの場合がありうる。

①注輦の支配者が三仏齊の支配者を兼ねている場合。

②逆に三仏齊の支配者が注輦の支配者を兼ねている場合。

③注輦本国とは別に（しかしおそらくは本国の勢力を背景に）、三仏齊において三仏齊を支配する、注輦のいわば出先勢力の支配者。

④逆に注輦における三仏齊出先勢力の支配者。

チョーラの刻文が三仏齊に対する注輦の軍事的優位を示しているので、②と④はありえない。チョーラ刻文を除外して考えるとしても、④は次に述べる①に関するのと同じ理由で可能性がない。②の場合は、続資治通鑑長編や宋会要輯稿が熙寧十年（1077）の朝貢を注輦の朝貢としていることの説明が、少なくとも③の場合よりも、不自然になるであろう。

①のケースもありえないであろう。その論拠としては次の3点で十分である。

a) 天慶觀碑文において地華迦囉は自分を三仏齊の支配者と位置づけている。

b) 既述の如く、当時のチョーラ王クロートゥンガと地華伽囉の在位年がかけ離れている。

c) 天慶観碑文によれば治平中(1064-1067)から熙寧三年(1070)にかけて使者が毎年のように地華伽囉のもとと広州の間を往復している。とくに1069年と1070年には2年連続して往復している。しかし広州と南インドのチョーラの間は1年では往復できないので,³⁾ 地華伽囉の所在地はインドではなく、東南アジアでなければならない——これと同じ理由で④の場合もありえない——。

かくして①, ②, ④の可能性は否定され, ③が残ることになる。これは従来の諸説が全く想定しなかった事態である。

この立場に立って1077年の朝貢記事を見直してみると、原テキストには「三仏斉注輦国大首領(または三仏斉注輦国地主都首領)地華伽囉遣使云々」ないし「三仏斉地主都首領(または三仏斉大首領)注輦国王地華伽囉遣使云々」とあった可能性が考えられる。5年後の元豊二年(1082)に「三仏斉注輦国朝貢云々」とあって、「三仏斉注輦国」という表現のあること(第Ⅲ章第3節)を考慮に入れると、前者の方が良いかもしれない。

このような原テキストを続資治通鑑長編や宋会要輯稿は、おそらく原テキストに疑問を持ちつつ注輦(本国)の朝貢と理解し、また宋史の編者も疑問を持ちつつ、三仏斉伝と注輦伝の両方にこれを分割して配置したのであ

ろう。すなわち宋史の編者は、原テキストの意味が正しく理解できなかったために2国1使節の朝貢と理解し、三仏斉に関しては三仏斉が注輦国地主都首領地華伽囉をして朝貢せしめたと解して「使大首領地華伽囉来」となし、注輦伝の方では「国王地華伽囉遣使」としたのであろう。

6. 地華伽囉と1068年のチョーラの遠征

我々は熙寧十年(1077)の朝貢記事の検討をとおして、地華伽囉は三仏斉にあって三仏斉を支配する注輦の出先勢力の支配者であったという結論に至った。この結論に従うなら、宋史蒲甘伝の「注輦役属三仏斉」という中国政府の認識は、注輦(実はその出先勢力)が三仏済の領域——領域という言葉が適当かどうか問題だが——内に存在するという地理的状态を三仏済と注輦本国の間の政治的關係として誤認したために生じたと考えることができる。資料自体を誤りとして否定し去る必要はなく、またウォルタースのような、資料的根拠のない、チョーラとシュリーヴィジャヤ各々の虚偽の申し立てを想定する必要もなくなる。

この結論からいくつかの再検討すべき問題が生じるが、この節では1068年頃のチョーラのカダーラム遠征について述べることにする。

この遠征は1063年に即位し1070年に死亡するチョーラ王ヴィーララージェーンドラ(Vīrarājendra)の第7年つまり1069-1070年の刻文に記されていることから、その少し前の1068年頃であったとされている。その部分は次のように英訳されている [Majumdar 1937: 181; Sastri 1975: 271-272, 318]。

Having conquered (the country of) Kadaram, (he) was pleased to give (it) (back) to (its) king who worshipped (his) foot (which bore) ankle-rings.

3) 嶺外代答巻2の注輦伝に「注輦国、是西天南印度也。欲往其国、当自故臨国、易舟而行」とあり、同じく故臨国伝に「故臨国、与大食相邇。広舶四十日到藍里、往冬、次年再発舶、約一月始達其国」とある。また同書の巻3の大食諸国伝に「有麻離拔国、広州自中冬以後発船、乘北風、行約四十日、到地名藍里、博買蘇木白錫長白藤、住至次冬、再乘東北風、六十日順風方到此国」とある。以上から広州→藍里(スマトラ北端部)→故臨(南インド西部、クイロン)→注輦または大食諸国というのが当時のルートであり、この場合、藍里で長期の風待ちを余儀なくされるため、広州と南インドの間は1年では往復できないのである。また『東方諸国記』[ピレス 1966: 154, 199, 458, 462] 参照。

これは通常ヴィーララージェーンドラ王が援助と保護を求めてきたカダーラムの王のためにカダーラムを征服し、それをその王に返したことを述べていると理解され、またこのカダーラムの王はつまりシュリーヴィジャヤ王であるとするのが通説である。

しかしこの刻文の記事を、遅くとも治平年間(1064-1067)に地華伽囉がチョーラの出先勢力として三仏齊の支配者になっていたことと考え合わせると、このカダーラムの王がまさしく地華伽囉であったと考えることができよう。換言すれば、1068年頃のチョーラのカダーラム遠征は、何らかの原因で本国の軍事援助が必要になった地華伽囉に引き続きカダーラムを統治させるために行われたということになる。とすれば、地華伽囉の所在地はカダーラムということになる。なおカダーラム(タミール語)は一般にサンスクリットのカターハ(Katāha)、アラブ資料のカラフ(Kalah)に同定され、マレー半島西岸のケダーに位置比定される。⁴⁾

III 元豊・元祐年間の三仏齊朝貢

1. 元豊・元祐年間の三仏齊の朝貢——宋史三仏齊伝

つぎに熙寧十年(1077)より後、元豊(1078-1085)、元祐(1086-1094)年間の三仏齊の朝貢を検討する。第I章第2節で述べたように

4) ただし、天慶観碑文によれば地華伽囉の使者は治平中(1064-1067)から熙寧三年(1070)にかけて毎年のように広州と往復しており、かえって熙寧三年から熙寧十年の間(1070-1077)に使者の往来が記されていない。とすると1068年頃に本国の軍事援助を必要とするような事態は想像しにくいと言えよう。広州との使者の往来を妨げない程度の、たとえば地華伽囉の宮廷内部の争いといったものを想定すべきであろうか。あるいは、1068年頃とされるチョーラのカダーラム遠征は実は1070年であったのだろうか。

宋史三仏齊伝には朝貢の年についてかなりの誤りが含まれており、この時期に実は元豊二年(1079)、五年(1082)、七年(1084)、元祐三年(1088)、五年(1090)に朝貢があった。このうち元豊二年、五年、元祐三年、五年の朝貢記事にはかなりの問題が含まれている。この章では元豊・元祐年間の各々の三仏齊朝貢を資料を整理しつつ跡づけることにする。まず宋史三仏齊伝の記事は次のとおりである。

元豊中使至者再。率以白金、真珠、婆律、薰陸香、備方物。広州受表入言、俟報乃護至闕下、天子念其道里遙遠、每優賜遣婦。二年賜錢六万四千緡、銀一万五百兩、官其使群陀畢羅為寧遠將軍、官陀旁里為保順郎將。畢羅乞買金帶白銀器物、及僧紫衣師牒、皆如所請給之。三年広州南蕃綱首、以其主管国事国王之女唐字書、寄竜腦及布与提挙市舶孫廻、廻不敢受、言於朝、詔令估直輸之官、悉市帛以報。五年遣使皮襪、副使胡仙、判官地華加羅來入見、以金蓮花貯真珠、竜腦撒殿。官皮襪為懷遠將軍、胡仙、加羅為郎將。加羅還至雍邱病死、賻以絹五十匹。六年又以其使薩打華滿為將軍、副使羅悉沙文、判官悉理沙文為郎將。紹聖中再入貢。

文献通考三仏齊伝では「三年」の条の「以報」まではほぼ同文、その後の部分は年を誤ることなく、内容を簡略化している。冒頭の「率以白金真珠、……每優賜遣婦」の部分は他書に発見しえず、宋史と文献通考の三仏齊伝にのみ見える。

2. 元豊二年(1079)の朝貢

元豊二年の朝貢について、玉海卷154は「七月己巳入貢」、宋会要輯稿(歴代朝貢)は「七月三日三仏齊詹卑国来貢方物」とあるのみだが、続資治通鑑長編卷299に次のような三つの記事がある。

①(七月)己巳三仏齊詹卑国使来貢方物

(割り注：詹卑国当考二十七日並八月二十二日，賜三仏齊物亦不及詹卑。元豊五年十月十七日合参照。)

②(七月癸巳)賜三仏齊国進奉，錢六万四千緡，銀一万五百両。以進奉使群陀畢為寧遠將軍，判官陀旁里為保順郎將(割り注：初三日可考。)

③(八月丁巳)賜三仏齊国群陀畢羅等銀水罐，交倚，骨朶二対，銀洗羅一面及賜僧紫衣二，師号度牒各一。初群陀畢羅等乞私自買置，詔依注輦国例，特賜之。

宋史三仏齊伝の記事はこのうちの七月癸巳と八月丁巳の記事と対応している。八月丁巳の条の「注輦国例」は注輦関係の記事に対応するものを見出しえなかったが，1015，1020，1033年の朝貢ではなく，直近の1077年の朝貢(つまり地華加羅の朝貢)の際にこの「注輦国例」があったと見るべきであろう。

この資料，特にここに見える三仏齊詹卑国について桑田，ウォルターズが詳しく検討している。ウォルターズの説は第IV章第1節で取り上げる。桑田の説では，この年の三仏齊詹卑国の朝貢は詹卑が三仏齊として入貢したものであり，次節で扱う元豊五年(1082)も同様であり，その背後には，この1079，1082年頃には三仏齊の都がパレンバンから詹卑つまりジャンビに移っていたという事態があった。三仏齊(パレンバン)の継承者を以て任じた詹卑は当初は三仏齊の名を冠して朝貢したが，その後は単に三仏齊として朝貢した[桑田 1945a: 86-93]。すなわち，1079年頃には三仏齊の中心地はパレンバンからジャンビに移っていたという桑田の結論は，この元豊二年(1079)の三仏齊詹卑国の朝貢を詹卑が三仏齊として朝貢したという解釈に基づいている。そしてこの解釈は上引の続資治通鑑長編の記事，中でも特に七月己巳の条の注の「賜三仏齊物亦不及詹卑」に基づいている。

嶺外代答はこの朝貢を——と言うより，こ

の朝貢記事を——「七月遣詹卑国使来貢」と，すなわち，三仏齊が詹卑国の使者をして朝貢させたと理解している。この嶺外代答の理解は，桑田が言うとおりの，三仏齊と詹卑の2国の朝貢があった，換言すれば，1使節2国の朝貢があったと理解していることになる。桑田によればこの理解は誤りであって，「賜三仏齊物亦不及詹卑」という続資治通鑑長編の注は，続資治通鑑長編も三仏齊詹卑国という表現に疑問を抱いた証拠であり，これを2国の朝貢と解し得ないことをのべたものである。宋朝の賜与が三仏齊に対してのみで詹卑に及んでいないのは，この来貢が1国の入貢だったからである。その1国とは，桑田説に従えば，三仏齊として入貢した詹卑ということになる。とすると，その詹卑には及ばない賜与が三仏齊に与えられたということは，宋朝の側が詹卑を詹卑としてではなく三仏齊として扱うという態度を示したことになる。

しかしながら，「賜三仏齊物亦不及詹卑」という注は七月癸巳，八月丁巳の条を参照した上での解釈と見るべきであろう。すなわちこの注は，嶺外代答と同じ立場つまり三仏齊がその属国詹卑をして入貢せしめたという立場に立って，宋朝の側では三仏齊のみに賜与し，属国詹卑には賜与がなかった——なぜなら，七月癸巳，八月丁巳の条では三仏齊にのみ賜与があった——という解釈を示しているに過ぎないと思われる。

いずれにせよ，嶺外代答は1使節2国の朝貢があったと理解しているのに対し，桑田は1使節1国の朝貢と見なしているということになる。どちらの説も可能かもしれないが，この他に2使節2国の朝貢が示されているとするウォルターズの説(第IV章第1節)がある。筆者は，その2国をウォルターズ説の如く三仏齊(=シュリーヴィジャヤ，パレンバン)と詹卑(=ジャンビ)とするのはともかくとして，上掲の資料には2朝貢使の記事が

存在すると考える方が蓋然性が高いと考える。すなわち、玉海の「七月己巳入貢」、宋会要輯稿の「七月三日三仏齊詹卑国来貢方物」、続資治通鑑長編の七月己巳の条は明らかに三仏齊詹卑国の朝貢を扱っているが、記事の内容から見て、この三仏齊詹卑国の朝貢は、宋史三仏齊伝および続資治通鑑長編の七月癸巳・八月丁巳の条の朝貢と共通点を持たないと言える。

三仏齊詹卑国とは別の三仏齊の朝貢があったとすれば、筆者はウォルターズ同様、地華伽囉の朝貢であったと考える。ただ、ウォルターズが地華伽囉をシュリーヴィジャヤ王と考えるのに対して、筆者は既述の如く三仏齊注輦国の支配者とする。地華伽囉（三仏齊注輦国）の朝貢であったと考える根拠は、この年広州の天慶観の重修が完成し、天慶観碑文が立てられていることである。同碑文の「適判官麻図華囉」以下の部分（これが熙寧十年であることは前章で述べた）によれば、麻図華囉は「願備金銭云々」と「遂具章奏」し、中国朝廷はこれを多としてその願いを認め、かつこの機会に地華伽囉に保順慕化大將軍、何徳順に崇道大師、（またおそらく麻図華囉などの使節に保順郎将など）が与えられ、さらに錢八万一千八百緡、銀五万二千両が賜与されている。地華伽囉による天慶観の修復は中国朝廷の承認と後援のもとに進められたと言える。元豊二年にそのような天慶観の修復が完了し、かつこの碑文が立てられたのであるから、この年に地華伽囉の朝貢があったと考えるのは荒唐無稽ではあるまい。熙寧十年の場合と同様に錢六万四千緡と銀一万五百両が賜与され、使者の群陀畢羅が甯遠將軍、陀旁亜里が保順郎将とされたが（七月癸巳の条）、これは天慶観修復の告竣の機会に行われたと考えられる。また群陀畢羅らが自分で買おうとした「銀水鐘交倚、骨朶二対、銀洗羅一面及賜僧紫衣二、師号度牒各一」を特に賜

ったのも（八月丁巳の条）やはり天慶観告竣に関わりがあると考えることができ、この品物のうち「僧紫衣」は碑文の「紫衣何徳順」、「住持崇道大師賜紫何徳順」に対応していると言える。七-八月にこのような朝貢と賜与があり、九月九日に碑文が立てられたのは時間的にも符合する。なお八月丁巳の条に「詔依注輦国例、特賜之」とあるのは、注輦国（チョーラ）の例に倣って三仏齊（シュリーヴィジャヤ）にも特に賜ったと言うのではなく、「（三仏齊）注輦国」の先例——つまり熙寧十年の例——に倣って同じ「三仏齊（注輦国）」に賜ったと考えることができる。

かくして、筆者はこの元豊二年には七月に三仏齊詹卑国の朝貢、七-八月に三仏齊注輦国の地華伽囉の朝貢があったと考える。

3. 元豊五年（1082）の朝貢

元豊五年については、上記の宋史三仏齊伝の他には、続資治通鑑長編巻300と宋会要輯稿の職官44の6・7にはほぼ同文がある。続資治通鑑長編の方を記す。

（元豊五年十月甲子）広東転運副使兼提挙市舶司孫廻言、南蕃綱首持三仏齊詹卑国主及管勾国事国主之女唐字書、寄臣熟竜腦三百二十七両、布十三段、臣昨奉差委推、行市舶法、臣以海舶法敝商旅輕於冒禁、每召蕃賈、示以條約、曉以来之之意、今幸刑戮不加、而来者相繼、前件書物臣不敢受領、乞估直入官委本庫、買綵帛等物、候冬舶回、報謝之、所貴通異域之情、来海外之貨、從之。（割り注：元豊二年七月三日詹卑国来貢。）

元豊五年にはこの記事の示す三仏齊詹卑国の朝貢の他に三仏齊注輦国の朝貢もあったと考えられる。これは本稿がこれまで利用してきた資料には見えないが、次の二つの資料に記されている。まず龐元英の『文昌雜録』巻1の元豊壬戌（五年）八月の条に次のように

ある。

元豊壬戌八月……三仏斉注輦国朝貢，見延和殿，引至柱跪，撒金蓮花，真珠，竜腦，於御座前，謂之撒殿。初至闕，先具陳請，詔方許之。

龐元英（宋史卷311に伝あり）は元豊年間に礼部の主客郎中であつたが，主客司はまさに蕃夷朝貢を管掌し，その記録を整えるのが役目であつた。従つて，宋史はともかく続資治通鑑長編や宋会要輯稿に關係記事が見えないのは疑問なしとしないとはいえ，この年の三仏斉注輦国の朝貢を事実と認めてよいと思われる。

また紹聖四年（1097）の進士で南宋初にかけて活躍した葉夢得（宋史卷445に伝あり）の『石林燕語』巻2に次のようにある。

元豊間，三仏斉注輦国入貢，請以所貢金蓮花，竜腦，依其國中法，親撒御座，謂之撒殿。詔特許之，御延和殿引見，使跪撒于殿柱外，前未有也。

この「元豊間」が元豊壬戌（五年）である保証はなく，二年または七年の可能性も否定できないが，『文昌雜録』に対応すると見なして，五年のこととしておこう。ここで大事なのは「三仏斉注輦国」の朝貢が資料に明記されていることである。

桑田は前掲の『文昌雜録』を引用し，「これは撒殿に関して先例を述べただけで此の時に三仏斉注輦が入貢したわけではない」[桑田1945a：70-71]としている。しかしながら，上記の如く龐元英が元豊年間に礼部の主客郎中であつたこと他，『文昌雜録』は編年体で構成されており，また撒殿は次に述べるように注輦固有の儀礼であるので，やはりこの年の三仏斉注輦国の朝貢があつたと認めるべきと思われる。とすると，この元豊五年には八月に三仏斉注輦国の朝貢（および撒殿）があり，十月に三仏斉詹卑国の朝貢があつたことになる。

ここで撒殿について見ておきたい。管見の限り，撒殿が行われたのは次の5回である。

①大中祥符八年（1015）。続資治通鑑長編巻85，九月己酉の条，宋会要輯稿（歴代朝貢），玉海巻153，山堂考索などの注輦朝貢記事の中に記されている。宋会要輯稿を挙げると「以盤捧真珠碧頗黎升殿，布於御座」とある。

②明道二年（1033）。宋史注輦伝の他，続資治通鑑長編，宋会要輯稿（歴代朝貢），玉海巻153などの注輦朝貢記事の中に見える。宋会要輯稿に「陀離仍請用夷礼以申嚮慕之心，乃奉銀盤於殿跪散珠於御榻下而退」とある。陀離は使者の名前である。

③熙寧十年（1077）。この年の撒殿は宋史注輦伝（第Ⅱ章第2節に引用），続資治通鑑長編，宋会要輯稿（歴代朝貢），玉海，山堂考索などの注輦朝貢記事の中に記される他，神宗時代（つまり同時代）の人沈括の『夢溪筆談』巻24に次のように記されている。おそらくこれが撒殿の様子を最も詳しく描いている。

熙寧中，注輦国使人入貢，乞依本国俗撒殿，詔從之。使人以金盤貯珠，跪捧於殿檻之間，以金蓮花酌珠，向御座撒之，謂之撒殿，乃其国至敬之礼也。朝退有司掃徹，得珠十余兩分賜，是日侍殿閣門使副内臣。

この撒殿は注輦国の朝貢使が行なつたとされているが，この場合の注輦国とは第Ⅱ章で見たように，地華加羅の注輦国，つまり三仏斉注輦国と考えられる。

④元豊五年（1082）。上に引用したように『石林燕語』と『文昌雜録』に三仏斉注輦国の朝貢の際に行われたことが記されている。

⑤元祐三年（1088）。宋史三仏斉伝に元豊五年のこととして見えるが，この元豊五年が実は元祐三年であることは既述の通りである。元祐三年の撒殿はこの他，続資治通鑑長編，宋会要輯稿（歴代朝貢）の三仏斉朝貢記事の中に見える（次節参照）。

以上の5回のうち，①と②は注輦本国，③

と④は三仏齊注輦国、⑤は三仏齊の使節によって行われたということになる。宋史卷119, 礼志22の諸国朝貢の条に「注輦, 三仏齊使者至, 以真珠, 竜腦, 金蓮花等登陸跪散之, 謂之撒殿。」とあるのはこれに基づいていると言えよう。しかしながら, ここで問題は⑤の三仏齊の使節による撒殿である。というのも, 撒殿はこの⑤を除いて注輦本国または三仏齊注輦国の使者によって行われており, 上の②と③の引用からわかるとおり注輦固有の儀礼であり, かつ注輦における「至敬之礼」であって, これが三仏齊注輦国以外の三仏齊の使節によって行われるとは考えにくい。従って, ⑤元祐三年(1088)の朝貢は実は三仏齊ではなく, 注輦本国または三仏齊注輦の朝貢と考えられる。注輦本国の朝貢を三仏齊の朝貢に取り違えることは考えにくいので, 三仏齊注輦の朝貢とすべきであろう。なお元祐三年(1088)の朝貢は次節で扱う。

4. 元豊七年(1084), 元祐年間(1086-1093), 紹聖年間(1094-1097)の朝貢

元豊七年(1084)。元豊七年の朝貢については本紀に「九月乙巳三仏齊来貢」, 続資治通鑑長編卷348に「九月乙巳三仏齊貢方物」, 宋会要輯稿に「九月八日三仏齊国貢方物」とあるのみで, 問題がない。

元祐三年(1088)。元祐三年の朝貢については宋史では本紀に「是歳三仏齊入貢」とあるのみだが, 三仏齊伝には既掲の如く使者名その他が記されている。また宋会要輯稿(歴代朝貢)には次のようにある。

十二月十二日, 三仏齊貢奉人請以金蓮花一十五両, 真珠五両, 竜腦一十両, 依例撒殿, 従之。

続資治通鑑長編 418 と山堂考索の各々この年十二月甲申の条に同文がある。山堂考索にはさらに翌四年正月庚辰の条に, 次のようにある。

進奉副使胡仙為婦徳郎将, 進奉判官地華加羅為保順郎将。

さらに続資治通鑑長編卷 427, 四年五月壬辰の条に次のようにある。

鴻臚寺言, 三仏齊国進奉判官保順郎将地華加囉, 至雍邱県以疾卒, (下略)

宋史三仏齊伝のこの年の朝貢記事はこうした宋会要輯稿, 続資治通鑑長編, 山堂考索の記事に対応するものと言える。

筆者は前節で撒殿を根拠にこの三仏齊を三仏齊注輦国と見なした。使者の一人地華加羅という名が第Ⅱ章で扱った地華伽囉と同じ音なのでチョーラ系の名前と考えられることも, この三仏齊を三仏齊注輦国と見なすべき根拠と言えよう。

ところが, 宋会要輯稿には上引の部分に続いて,

閏十二月五日三仏齊, 二十一日西南蕃並遣人入貢

とあり, 続資治通鑑長編卷419にも,

閏十二月(中略)丁未三仏齊遣使入貢

とある。玉海と嶺外代答ではこの年の朝貢は閏十二月だけが記されている。

桑田はこの閏十二月の朝貢を十二月の朝貢と同じものかもしれないとする。勿論その可能性は否定できないけれども, 先に見たように元豊二年(1079), 五年(1082)に三仏齊注輦国と三仏齊詹卑国という三仏齊を冠する2国の朝貢があったことを踏まえると, この元祐三年にも二つの三仏齊の朝貢があった可能性が否定できず, その場合に前節で見たように, 撒殿を行っている十二月の朝貢は三仏齊注輦の朝貢, 閏十二月は三仏齊注輦以外の三仏齊の朝貢ということになる。

元祐五年(1090)。元祐五年と六年(1091)の三仏齊朝貢が宋史本紀に記されている。宋史と文献通考の三仏齊伝では五年の入貢なく六年の入貢のみ記されている。五年については玉海に「十二月入貢」, 宋会要輯稿(歴代朝

貢)に「十二月五日高麗,三仏齊遣人入貢」,統資治通鑑長編452に「(十二月乙未)高麗国,三仏齊国遣使入貢」とあるが,六年についてこれらの資料には統資治通鑑長編巻456の三月丁亥の条に次のようにあるだけである。

御史中丞趙君錫言,高麗国,三仏齊国進貢使副以下擅入棘盆觀看,奉詔館伴押伴官等,並特放罪。臣竊惟,蛮夷入貢,有司当守著令,今館伴官等迺敢輒於觀灯之夕,公然廢越法制辱国誤朝,宜在不赦,詔館伴押伴官並罰金六斤。

これは五年十二月の朝貢使と考えることができるだろう。六年に五年十二月の朝貢とは別の朝貢があった可能性も否定できないが,三年十二月の使者が四年正月に帰徳郎将を与えられたのと同様に,五年十二月の使者に六年に將軍などが与えられたと想定すれば,桑田が言うとおり,宋史三仏齊伝の六年の使者はつまり五年十二月の使者のことである。

この元祐五年の朝貢は三仏齊注輦国の朝貢であった可能性が考えられる。その根拠は次の2点である。第1に,次節の熙寧・元豊・元祐・紹聖年間の三仏齊朝貢の一覧表から明らかのように,この間三仏齊の朝貢使に將軍,郎将などの官位が4回与えられているが,元祐五年を除いてすべて三仏齊注輦国の朝貢使である。何らかの理由で三仏齊注輦国の朝貢使にはつねに官位が与えられたのかもしれない。第2に,その使者の羅悉沙文,悉理沙文という名前が天慶觀碑文に見える思離沙文に似ているので,チョーラ系と考えることができる。

紹聖年間(1094-1097)。念のため元祐の次の紹聖年間についても見ておくと,宋史と文献通考の三仏齊伝に「紹聖中再入貢」とあり,本紀には元年十月丙申と二年の入貢が記されている。山堂考索は二年三月丁巳の入貢のみを記すが,宋会要輯稿は元年十二月二十八日と二年三月二十三日に各々「三仏齊遣使入

貢」と記している。本紀の元年十月丙申は十月二十八日なので,宋会要輯稿の十二月二十八日に見くらべると,十二月丙申を十月丙申と誤記した可能性が考えられる。とすれば,紹聖年間の三仏齊朝貢は元年十二月と二年三月の2回記録されていることになる。

桑田はこの両者も同一の使者とし,「再入貢」は誤りとする。その可能性はもちろん否定できないけれども,とくに宋会要輯稿が両者を明記しているので,元年十二月と二年三月の2回朝貢があったと考えてもよいと思われる。三仏齊を単一の朝貢主体と考える立場からはこの両者を同一の使者と見るのが当然であろうが,本稿のように三仏齊を複数の朝貢国の総称と見る立場に立てば,3カ月の間に2回の朝貢があったことに不思議はない。

この後三仏齊の朝貢は建炎二年(1128)頃まで記録されていない。

5. 熙寧・元豊・元祐年間の三仏齊の朝貢——まとめ

以上から熙寧・元豊・元祐・紹聖年間(1068-1097)の三仏齊の朝貢として,熙寧十年,元豊二年2回,五年2回,七年,元祐三年2回,五年,紹聖元年,二年の11回を認めることができる。この他,元祐六年の朝貢を否定しきれないことは上に述べたとおりである。これらを一覧表にすれば次のとおりである。()は資料自体には記されていない,筆者の推定に基づくものである。また撒殿とあるのはそれが行われたことを示す。

①熙寧十年(1077) 三仏齊(注輦国)

(推定の根拠:天慶觀碑文・宋史三仏齊伝・宋史注輦伝。撒殿)

王名:地華伽囉 保順慕化大將軍
使:奇囉囉 懷化將軍
副使:南卑琶打 (保順郎將)
判官:麻図華羅 保順郎將

②元豊二年(1079)七月 三仏齊詹卑国

- ③ 同年 七・八月 (三仏齊注輦国)
(推定の根拠：天慶觀碑文)
使：群陀畢羅 寧遠將軍
判官：陀旁里 保順郎將
- ④ 五年(1082)八月 三仏齊注輦国 撒殿
- ⑤ 同年 十月 三仏齊詹卑国
「国主及管勾国事国主之女」
- ⑥ 七年(1084)九月 三仏齊
- ⑦ 元祐三年(1088)十二月 三仏齊(注輦国)
(推定の根拠：撒殿。地華加羅という名前)
使：皮襪 懷遠將軍
副使：胡仙 婦徳郎將
判官：地華加羅 保順郎將
- ⑧ 同年 閏十二月 三仏齊
- ⑨ 五年(1090)十二月 三仏齊(注輦国)
(推定の根拠：使者に官位。羅悉沙文，悉理沙文という名前)
使：薩打華滿 將軍
副使：羅悉沙文 郎將
判官：悉理沙文 郎將
- ⑩ 紹聖元年(1094)十二月 三仏齊
- ⑪ 二年(1095)三月 三仏齊

以上のうち①③⑦⑨を三仏齊注輦国の朝貢とする推定が正しいとすれば、元豊・元祐年間の三仏齊注輦国の朝貢は③④⑦⑨、つまり元豊二年、五年、元祐三年、五年にあったことになる。他方、第Ⅱ章漢籍資料の混乱の第2点として示したように、宋史三仏齊伝はまさにこれらの年の三仏齊の朝貢を元豊二、三、五、六年と誤っている。このことから、宋史三仏齊伝の年次の誤りと三仏齊注輦国の朝貢の間に関連があるという推定が得られる。換言すれば、詳しい経緯は不明であるが、三仏齊注輦国という表現が宋史三仏齊伝の年次の誤りをもたらしたと想像することができるのである。

IV 三仏齊某々国

1. 「三仏齊某々国」という表現——桑田説とウォルタース説

この節では三仏齊詹卑国、三仏齊注輦国という表現を問題にする。上記のリストのうち熙寧十年(1077)と元豊二年(1079)の三仏齊注輦国は資料に見える表現ではなく筆者の推定であるが、元豊二年(1079)と五年(1082)の三仏齊詹卑国、同五年の三仏齊注輦国は資料自体に見える。これが三仏齊と詹卑国、三仏齊と注輦国でないことは資料から明らかである。従来この表現を詳しく論じたのはやはり桑田、ウォルタースである。桑田は大食某々国という表現との類似を取り上げ、ウォルタースは大理蒲甘国、真臘羅斛国という表現との類似を問題にしている。

大食某々国という表現は、たとえば宋会要輯稿の大食伝では大食勿巡国(勿巡はオマーン地方のソファルのペルシア名メゾエン)、大食俞廬和地国(俞廬和地はバフレインの港アル・カティフ)、大食麻囉拔国(麻囉拔はハドラマウトの港ムルバット)、大食層壇国(層壇はスルタンの音訳でセルジューク・トルコの都ライ)などがある[桑田 1945a: 88]。これらが「大食」の中の諸地方を指していることは明らかである。桑田によれば、三仏齊詹卑国はこの大食某々国と同様に見ることはできない。なぜなら、大食某々国の入貢は結局某々国の入貢であるのに対して、三仏齊詹卑国の入貢は、事実は詹卑の入貢であるが、宋はこれを三仏齊の入貢として扱っているからである[桑田 1945a: 88-89]。しかしながら、筆者は、後述の如く、三仏齊某々国の入貢は結局は某々国の入貢であることにもっとこだわらなければならないと思う。また桑田は上記の元豊五年(1082)の際に見たように三仏齊を冠する注輦国の朝貢の可能性を否定しているが、

筆者はこれを重視するものである。

ウォルターズの説は次のようなものである
[Wolters 1966: 230-234]。

①ウォルターズは大食某々国という表現に全く触れることなく、宋会要輯稿（歴代朝貢）の紹興六年（1136）の大理蒲甘国、同二十五年の真臘羅斛国と同じ表現法とする。すなわち、中国は既知の国名（大理、真臘）を冠することによって未知の国（蒲甘、羅斛）の地理的位置を示したのであって、三仏斉詹卑国とは三仏斉の近くにある詹卑国という意味であるとするのが氏の説である。

この説には差し当たり、次の批判が可能である。第1に、大食某々国との比較が行われていないことが納得できない。また蒲甘国の最初の朝貢は崇寧五年（1106）であるから、その30年後の朝貢の際に大理蒲甘国という表現が行われるのは奇妙である。さらに三仏斉注輦という表現は説明できない。なぜなら、三仏斉注輦という表現は、注輦が既知の国である1082年に行われている。

②元豊二年（1079）の朝貢記事について氏は、続資治通鑑長編の七月癸巳と八月丁巳の条はこの詹卑の使節とは別の三仏斉の使節について記しているのであって、この三仏斉の使節は天慶観重修の告竣（および天慶観碑文の建立）と関連して派遣されたものとする。従って、七月己巳の条の割り注は、七月癸巳と八月丁巳の条に見える賜物が三仏斉に与えられた物であって（三仏斉の近くに位置する）詹卑に与えられたのではないことを言っていることになる。筆者がこの説と同じ考えであることは前章第2節で述べたとおりである。

③氏によれば、従って、1079年には詹卑（ジャンビ）と三仏斉（シュリーヴィジャヤ、於パレンバン）の二つの朝貢があり、シュリーヴィジャヤはジャンビの朝貢を妨げることができなかったということになる。そして1080

年にシュリーヴィジャヤ王地華伽囉が死に、1082年にジャンビのみが朝貢しシュリーヴィジャヤが朝貢していないのであるから、1079年と1082年の間に南スマトラにおける覇権がシュリーヴィジャヤ（＝パレンバン）からジャンビに移ったことになる。

このウォルターズの説は三仏斉をシュリーヴィジャヤに同定する通説を前提とする限り、もっともな結論である。しかし筆者は三仏斉詹卑国と三仏斉注輦国の検討をとおしてこの前提自体を否定しようとするものである。

なお桑田が1079年には既に覇権がパレンバンからジャンビに移っていたとし、ウォルターズがそれを1079年と1082年の間とする違いは、前者が1077年の朝貢を注輦＝チョーラの朝貢として三仏斉の朝貢を否定するのに対し、後者は1077年には注輦＝チョーラの他に三仏斉＝シュリーヴィジャヤも朝貢していたとして1077年の三仏斉の朝貢を肯定するという違いに由来する。

ウォルターズ説によれば、1082年以後の朝貢については、中国側には自らに関わりがない限り「蛮族」の内部事情に関心を寄せる理由がなく、そのためこの詹卑を7世紀以来シュリーヴィジャヤとして知っていた国、つまり三仏斉として扱い続け、他方ジャンビ側にもこの扱いにあえて異を唱える必要がなかった。かくしてこれ以後の三仏斉はジャンビであるということになる。

桑田もウォルターズもこれ以後の三仏斉の中心地をジャンビとしている。その根拠はこの時期の三仏斉詹卑をめぐる解釈と、1225年の諸蕃志に列挙される三仏斉の属国の中に、パレンバンに当たる巴林馮があるがジャンビに当たる名前がないことである。

なおまたウォルターズは以上の説に基づいて1082年以後の三仏斉の朝貢についても考察を展開するが、本稿の中心的テーマとは直接

関係がないのでここでは取り上げないことにする。⁵⁾

2. 大食某々国との比較——「諸国総名」

さて、筆者は三仏齊唐卑国という表現について次の3点を問題にすべきと考える。第1に大食某々国という表現との比較、第2に、桑田、ウォルターズが問題にしていない、元豊五年(1082)に朝貢した国として三仏齊注輦国という表現の存在。第3に、熙寧十年(1077)の朝貢はこの三仏齊注輦国の朝貢と推定すべきことである。第2点の三仏齊注輦国という表現が存在することは前章で、第3点の熙寧十年の朝貢は第Ⅱ章で扱った。この節では大食某々国との比較を問題にする。

大食の朝貢は唐の永徽二年(651)に始まり、宋代にも引き続き行われ、宋史大食伝の朝貢年次を合計すると26回であるが、他の諸書を総合すると55回を越える。しかしこの中には資料自体の明らかな誤りも含まれており、宋代の大食朝貢で年次の明らかなものは開宝元年(968)から乾道四年(1168)までの40回余りと見るのが事実に近いようである[渡辺1967]。

このうち大食某々国として、大食を冠する表現が見られるのは管見の限り熙寧五年(1072)から元祐四年(1089)までの20年た

らずの時期に限られている。その他の時期には単に大食、または単に某々国(たとえば勿巡国、層壇国)として現れる。いま熙寧五年(1072)から元祐四年(1089)の時期の大食の朝貢を挙げると次のとおりである。なお煩雑を避けるために典拠は宋会要輯稿の大食伝と歴代朝貢のみに限ることとする。

熙寧五年(1072)	大食勿巡国
	(大食伝、歴代朝貢)
六年(1073)	大食陀婆離慈
	(大食伝。歴代朝貢では大食陀婆離国)
同年	大食俞廬和地国
	(大食伝)
元豊四年(1081)	大食層壇国
	(大食伝、歴代朝貢)
六年(1083)	層壇国
	(歴代朝貢)
七年(1084)	大食
	(大食伝。歴代朝貢は大食国)
八年(1085)	大食国
	(歴代朝貢)
元祐三年(1088)	大食麻囉拔国
	(歴代朝貢)
四年(1089)	大食麻囉拔国
	(大食伝、歴代朝貢)

大食勿巡国、大食陀婆離慈国、大食俞廬和地国、大食層壇国、大食麻囉拔国は大食の中の諸国であり、大食は諸国の総称である。熙寧・元豊・元祐年間にのみ大食某々国という表現があり、三仏齊についても同じ時期に三仏齊某々国という表現が見られるのである。またこの時期にも単なる三仏齊という表現があるのも単なる大食があるのと同様である。この時期に限ってこの表現が行われた理由は不明であるが、⁶⁾ それはともかく、この事実

5) 氏のその際の立説の根拠たるべき資料の理解は不十分である。たとえば氏は12世紀の三仏齊の朝貢を1157、1178年の2回とするが、この他に少なくとも1126、1138、1146、1171年について検討する必要がある[桑田 1945 a:94-97]。氏はまた宋史三仏齊伝の元豊の条の「三年」が実は五年、「五年」が実は元祐三年であることは指摘するが、「六年」は実は1082年以後としか言えないとする。しかし、この「六年」が実は元祐五年(1090)と見るべきことは既に述べたとおりである。さらに氏はこの元祐五年の朝貢使薩打華滿が“Great General”(大將軍)になったとするが、資料には「將軍」とあり、加えて「將軍」が与えられたのはこの1090年の他、1079年と1088年がある。

6) これが中国側の事情によるか、大食、三仏齊側の事情に由来するのか不明であるが、ここではこれに関係があるかもしれない二つの事実を指摘しておきたい。

から三仏齊は大食と同じく総称であるという示唆が得られる。これは従来の諸説が想定しなかった観点である。

3. 総称としての大食, 三仏齊

大食が総称であることは嶺外代答巻3 大食諸国伝の冒頭に「大食者諸国総名, 有国千余所, 知名者特数国耳」とあり, 中国資料自体に明記されている。これに対し, 三仏齊の場合には三仏齊が総称であることを示す記述は存在しない。ところが, 大食の場合にしても, 管見の限りでは, 大食が総称であることを明記しているのは上記の嶺外代答のみである。

大食が総称であるという認識は中国資料の世界においても実は必ずしも一般的ではなかったと思われる。たとえば大食某々国の初出である熙寧五年の大食勿巡国の朝貢について, 統資治通鑑長編巻234の熙寧五年六月己巳の条に次のように記されている。

大食勿巡国使辛押陀羅進助修広州城錢糧, 仍乞統察蕃長司。詔勿受其状, 令広州相度所乞以聞。(割り注: 是年月勿巡国入貢, 大食国不与焉, 辛押陀羅乃勿巡使者。不知何故欲称大食勿巡, 会要于大食国亦載此, 時政記同。当考。)

この注は大食某々国(ここでは勿巡国)と

第1に, この直前の時期の1030年代から1060年代の約40年間三仏齊の朝貢が皆無であり(ただし天慶観碑文によれば1060年代に三仏齊と広州の間の往来は行われている), 大食の朝貢もこの間至和二年(1055), 嘉祐元年(1056), 同五年(1060)のわずか3回であって, 前後の時期に比べて異常に少ないと言える。このように朝貢のない時期, 異常に少ない時期の直後に三仏齊某々国, 大食某々国という表現が見られるのは偶然ではないかもしれない。

第2に, 熙寧から元豊年間にかけて中国は交趾と戦争を行っており, 占城と真臘に対して対交趾戦への参戦を求めている(宋会要輯稿占城伝の熙寧九年条など)。真臘までを視野に入れたこの中国の積極的な南方外交が, 大食某々国, 三仏齊某々国という表現と関わりがあるのかもしれない。

いう表現に疑問を表明し, それが解決されなかったので「当考」としている。これは大食が総称であるという認識が欠如していたから生じた疑問と言えよう。

宋史大食伝はこの熙寧五年の朝貢を「熙寧中其使辛押陀羅云々」として大食の朝貢使として扱い, 翌熙寧六年(1073)の条で陀婆離慈の朝貢について記した後に,

其国部属各異名, 故有勿巡, 有陀婆離, 有俞廬和地, 有麻囉跋等国, 然皆冠以大食。と述べている。宋史大食伝の編者はここまで叙述を進めてきて, 大食某々国という表現に出会い, このような注釈を述べたのであろう。この注釈は上の統資治通鑑長編の「当考」に対する回答になっていると言えよう。

大食が総称であることを明記している資料は意外に少なく, 大食の場合にも実際には複数の大食某々国が記されていて初めて大食が総称であることがわかるのであって, 総称であることが無前提に明らかではないのである。宋史列伝は大食伝とは別に層壇国の伝を立て, そして大食伝は, 上に掲げた部分を除けば, あたかも大食が一国であるかの如き記述をしている。このように見てくれば, 三仏齊が一見一国の如く扱われていて, これを総称と明記する資料がないとしても, 11世紀後半の大食某々国という表現が見られるのとまさに同じ時期に三仏齊詹卑国, 三仏齊注輦国という表現が見られるのであるから, 三仏齊を総称と見, 詹卑国や注輦国をその中の国と見ることができよう。ただ三仏齊注輦国の場合には, 南インドの注輦本国とは別に東南アジアに注輦が存在したという特殊な事情が, 中国資料の編者に, また後世の学者に混乱をもたらしたのである。

大食が総称であれば, 単に大食の朝貢と記されているものも実際には大食某々国の朝貢である。従って, 大食・中国間の往復に2年を要するにもかかわらず, 連年の朝貢(たと

えば開宝六～九年 973-976) や 1 年に 2 回の朝貢があっても (たとえば咸平二年 999, 景德元年 1004), 不思議ではない。

三仏齊の場合も同様であって, 既に示したように元豊二年 (1079), 五年 (1082), 元祐三年 (1088) に 2 回の朝貢があり, また次の表の如く建隆元年から三年 (960-962) の間に 5 回の朝貢が記録されている。

- ① 建隆元年 (960) 九月
 - 王名 悉利胡大霞里檀
 - 使節名 李遮帝
- ② 二年 (961) 夏 (五月)
 - 王名 記載なし
 - 使節名 蒲蔑
- ③ 同年 冬 (十一月)
 - 王名 室利烏耶
 - 使節名 茶野伽, 嘉末吒
- ④ 同年
 - 「其国号生留, 王李犀林男迷日来, 亦遣使同至貢方物」
- ⑤ 三年 (962) 春 (三月)
 - 王名 室利烏耶
 - 使節名 李麗林, 李鷄末, 吒吒壁

このリストの④には「其国号生留」(宋史三仏齊伝。文献通考三仏齊伝では「其国别号先留」)とある。これは熙寧・元豊・元祐年間であれば三仏齊生留国(三仏齊先留国)と書かれたと考えてよいであろう。

また時代が下るが, 明史三仏齊伝も同様の事態を示している。すなわち, 洪武三年 (1370) に馬哈刺札八刺卜, 六年に怛麻沙那阿者, 七年と八年に麻那哈宝林邦, 八年に僧伽烈宇蘭が各々三仏齊王として朝貢している。六年の条には「時其国有三王」と記されている。しかし実は洪武三年 (1370) から八年 (1375) の間に 4 人の三仏齊王が朝貢しているのである。そして十年には怛麻沙那阿者を継いだ麻那者巫里が朝貢している。⁷⁾

V 三仏齊＝ザーバジュをめぐる諸問題

1. 三仏齊＝ザーバジュの同定

三仏齊が単一の国家ではなく, 複数の国家に冠せられる総称であるとすれば, 従来三仏齊＝シュリーヴィジャヤとして再構成されてきたこの地域の歴史は全面的に再検討し直すことが必要になる。特に三仏齊関係の資料を全面的に読み直さなければならない。これはあまりに広範囲にわたる課題であるので, 本稿では差し当たり三仏齊とアラブ資料のザーバジュとの同定と三仏齊＝ザーバジュの範囲について検討し, 合わせて 11 世紀の三仏齊とチョーラの関係について整理し直すにとどめたい。

通説ではアラブ資料のザーバジュ, サルバザ, マハラジャ (Maharaja) の支配する島々, 中国資料の室利仏逝 (唐代), 三仏齊 (宋代-明代) はすべて現地東南アジアとインドの刻文に見えるシュリーヴィジャヤに同定される。この通説に対して, よく知られているとおりマジウムダルの異説がある [Majumdar 1937: 204-227]。マジウムダルのこの点での結論は——シャイレンドラ (Śailendra) 王

7) 厳密に言えば, 複数の朝貢主体の存在自体は必ずしも位置を異にする複数の朝貢主体の存在を意味しない。たとえば, 歴代宝案に見える 1430 年代と 1440 年代の琉球とパレンバンとの間の 9 通の往復書簡には「三仏齊国旧港」, 「三仏齊国宝林邦」, 「三仏齊旧港宝林邦」という 3 種の地名ないし国名がみえ, 少なくとも「本目娘」と「大娘仔」という二人の外交主体が存在するが, その地は同じパレンバンである [小葉田 1968: 455-502]。しかし, 三仏齊注輦国の注輦国はケダー, 三仏齊詹卑国の詹卑はジャンビと考えることができる。

また, 朝貢主体の問題では, 大食や三仏齊の朝貢者は資料には「舶主」, 「蕃客」, 「国人」などと記されることが多く, 朝貢者必ずしも現地の国王と見なしえないという問題もあるが, これは本稿とは別に扱うべき問題である。

家の起源、ジャーヴァカ (Jāvaka) との同定等々の問題は別にして——次のようにまとめることができる。氏は、

①室利仏逝＝シュリーヴィジャヤ＝サルバザ (=パレンバン)。

②三仏齊＝ザーバジュ＝マハラジャの島々という二つの同定を行い、この①と②は別のものと見る。そして、この②を、

③干陀利＝カダーラム＝ケダーと同定する。三仏齊総称説の立場からは、②＝③の同定には直ちに同調できないけれども、①と②を同定しない説には賛成できる。

室利仏逝＝三仏齊という同定は後世の学者の説であって、中国資料自体には全く示されていない。とりわけ明史三仏齊伝では、

三仏齊古名干陀利，劉宋孝武帝時常遣使奉貢，梁武帝時數至，宋名三仏齊，修貢不絶。とされ、室利仏逝＝三仏齊の同定をむしろ否定している。

室利仏逝と三仏齊とが時代を異にし、ほぼ同じ地域に存在した大国であるとしても、このことは室利仏逝＝シュリーヴィジャヤを三仏齊と同定する確実な根拠とは言えないであろう。我々は三仏齊は総称であるという結論に至ったのであるから、なおさらである。

アラブ資料のザーバジュ、サルバザ、富強な支配者マハラジャの関係については、東南アジア関係のアラブ資料を再検討したティベッツによれば [Tibbetts 1979: 100-118]、この地域に威勢を張るマハラジャは常にサルバザではなくザーバジュと結びついて述べられ、サルバザはその下風に立つ、あるいはそれに含まれる国ないし島である。とりわけ10世紀初めのアブー・ザイドの『シナ・インド物語』第2巻は、ザーバジュのマハラジャの威令がサルバザ、ラームニー (Rāmnī, 諸蕃志の藍無里、スマトラ北端部)、カラフ (ケダー) に及んでおり、その居住地はこの3つの島以外であることを明記している [アブー・

ザイド 1976:46-47]。こうしたアラブ資料を誤りとして否定し去るのではない限り、総称としての三仏齊の中にケダー (地華伽囉の三仏齊注輦国)、ジャンビ (三仏齊唐卑国)、またパレンバン (諸蕃志の巴林馮、歴代宝案の三仏齊旧港など) 等々があるという構成と、ザーバジュの中にサルバザ等々があるという構成は相対応するものと言える。また三仏齊の原音をアラブ資料に求める時、サルバザよりもザーバジュの方が適切ではあるまいか。

すなわち、筆者はマジウムダルの説①、②と同じく三仏齊をザーバジュに同定し、さらにこの三仏齊＝ザーバジュを総称として理解すべきと考える。

2. 三仏齊＝ザーバジュの範囲

次に三仏齊＝ザーバジュの範囲について考えてみよう。手掛かりは差し当たり三つある。諸蕃志の三仏齊伝に列挙されるその属国、タソジョール刻文、アラブ資料である。

①諸蕃志。諸蕃志の三仏齊伝にはその属国として14ないし15が列挙され、その一部には独立の伝がある。位置を比定できないものもあり、また通常セイロンに同定される細蘭をどう理解すべきか問題があるが、概ね通説に従って以下の如く比定しておいて大過ないであろう。⁸⁾

- (1)蓬豊 (パハン)
- (2)登牙儂 (トレンガヌ)
- (3)凌牙斯加 (パタニ)
- (4)吉蘭丹 (クランタン)
- (5)仏羅安 (パッターン)
- (6)日羅亭 (不詳、マレー半島中部)
- (7)潜邁 (不詳、マレー半島中部。あるいは次の抜沓と合わせて潜邁抜沓で一つか)

8) 概ね [Coedès 1968: 183-184; Krom 1931: 307-308] に同じ。なお位置比定の諸説と筆者の考えは『諸蕃志訳注』(仮題、関西大学出版広報部より刊行予定)を参照されたい。

- (8)拔沓（不詳，マレー半島中部。上記参照）
- (9)単馬令（ナコンシータマラート）
- (10)加羅希（チャイヤ）
- (11)巴林馮（パレンバン）
- (12)新拖（スンダ）
- (13)監篋（カンペイ，スマトラ北東部アルー湾）
- (14)藍無里（スマトラ北端部）

(15)細蘭（セイロン？ スマトラにおけるセイロン人コミュニティ？）

②タンジョール刻文。チョーラの所謂タンジョール刻文（1030）には1025年のマラッカ海峡方面への遠征が記され，征服した地としてカダーラム，シュリーヴィジャヤを含めて13の地名が挙がっている。これらは直接三仏齊＝ザーバジュの範囲を示すものではないが，参考にはなるであろう。位置比定について異説のある場合もあるが通説は概ね下記の如くである [Coedès 1968: 142-143; Krom 1931: 250]。

- (1)カダーラム（ケダー）
- (2)シュリーヴィジャヤ（パレンバン，諸蕃志の(11)巴林馮）
- (3)パンナイ（Paṇṇai，パナイ，スマトラ北部）
- (4)マライユール（Malaiyūr，ジャンビ）
- (5)マールディンガム（Māyirudīngam，不詳，諸蕃志の(6)日羅亭）
- (6)イランガーショーガム（Ilanggāśogam，ランカスカ，諸蕃志の(3)凌牙斯加）
- (7)マーパッパラーラム（Māppappāḷam，下ビルマの港。パハン＝諸蕃志の(1)蓬豊説あり）
- (8)メーヴィリンバンガム（Mevilimbanggam，不詳。パレンバン説あり）
- (9)ヴァライパンドゥール（Vaḷaippandūru，不詳。パンドゥランガ説あり）
- (10)タライタッコラーラム（Talaittakkolam，マレー半島北部のタコーラ）
- (11)マードマーリングガム（Mādamālinggam，ナコンシータマラート，諸蕃志の(9)単馬令。

マレー半島中部バンドン湾あたりとする説あり）

- (12)イラームリデーシャム（Ilāmurideśam，スマトラ北端部，諸蕃志の(14)藍無里）
- (13)マーナッカヴァーラム（Māṇakkavāram，ニコバル諸島）

特に(9)ヴァライパンドゥールをチャンパーに求めるのは疑問であるが，殆どはやはりマレー半島とスマトラ東海岸に求められる。

諸蕃志と比較すると，西部ジャワとパハンなどマレー半島南部が見えず，逆にマレー半島北部の(7)マーパッパラーラム，(10)タライタッコラーラム，そしてニコバル諸島＝(13)マーナッカヴァーラムが見えるというずれがある。

③アラブ資料。ティベッツによれば [Tibbetts 1979: 103]，時期を異にする様々なアラブ資料でマハラジャの帝国に含まれると明記されている地名は九つある。このうちアンジャーバ（Anjāba）とサンカイ（Sankhai）は資料自体の誤りによってザーバジュに結び付けられたものなので除外すべきであり，またバルターイル（Bartāyil）とワークワーク（Wāqwāq）は位置比定が困難である。そこで比較的確実なものとして次の五つが残る。

- (1)カラフ（ケダー，タンジョール刻文の(1)カダーラム）
- (2)スリブザ（パレンバン，タンジョール刻文の(2)シュリーヴィジャヤ，諸蕃志の(11)巴林馮）
- (3)ラームニー（スマトラ北端部，諸蕃志の(14)藍無里）
- (4)カークラ（Qāqulla，テナセリム地方。タンジョール刻文の(10)タライタッコラーラム？）
- (5)ハラ（Harang？）

(1)～(4)は通説に従って上記のように位置を比定しておこう。(5)のハラはティベッツに従って [Tibbetts 1979: 146-147] マラッカ海峡の南端部としておく。とすると，諸蕃志，タンジョール刻文との著しい共通性が認めら

れる。

以上が三仏齊＝ザーバジュの凡その範囲であるとすれば、それはマラッカ海峡兩岸とマレー半島中部、そしてこれらの周辺のかかなり広範な地域——スマトラでは北端部から少なくともパレンバンまで、さらには西部ジャワまで、マレー半島ではテナセリムから南端部まで——ということになる。

この広範な地域のある1カ所が、何世紀にもわたってその全体の政治的統合の中心であり続けたと考える必要はないであろう。また全体を統一する権力が存在し続けたと考える必要もないであろう。あるいは時々統一権力が出現したかもしれないが、その中心地とその勢力範囲の広さは各々異なっていたかもしれない。たとえば諸蕃志は三仏齊国の伝で監篋を属国に数えているが、別に監篋の伝を設け、「旧属三仏齊、後因戦争、遂自立为王」と記しているのは、ある時期の三仏齊の中心勢力（通説の如くジャンビとするにせよ、他所にあったとするにせよ）の威信の後退局面の一例と言えよう。また監篋が政治的にはその時期の三仏齊の中心勢力から独立しているにもかかわらず、三仏齊の属国に数えられているのは、監篋が地域としては三仏齊地域に属するからと考えることができよう。

諸蕃志ではまた監篋国の他に単馬令国、凌牙斯加国、仏囉安国、新拖国が三仏齊国の伝で属国として列挙されると同時に専条が設けられているのが注目される。これら4国もあるいは地理的には三仏齊に属しても、政治的にはその中心勢力から独立していた（ないしは独立する動きを見せていた）と考えることができるかもしれない。このうち単馬令国の条には「本国以所得金銀器、糾集日羅亭等国類聚、献入三仏齊国」とあって、単馬令がやはり三仏齊国に服従していることが記されているけれども、島夷雑誌によれば単馬令は慶元二年（1196）に中国に朝貢している〔和田

1954:49〕。特に興味深いのは三仏齊の最後の朝貢記録は淳熙五年（1178）であり、その約20年後の慶元二年（1196）に単馬令が朝貢していることである。この朝貢にもかかわらず、そのさらに約30年後の1225年に成立する諸蕃志で、単馬令がやはり三仏齊の属国として扱われていることをどう解釈するか問題であるけれども、いずれにせよ、この朝貢は熙寧・元豊・元祐年間であれば「三仏齊単馬令国」の朝貢と記されたと考えられる。あるいはこの朝貢は三仏齊某々国の朝貢を単に某々国の朝貢として記したものと見ることもできよう。その意味では、この単馬令の朝貢記録は三仏齊総称説を補強するものと言えよう。なお周知の如く13世紀の単馬令は次節末尾で触れるジャーヴァカと関わりがあるが、この問題は別稿で扱うこととしたい。

3. 11世紀の資料におけるシュリーヴィジャヤ

三仏齊がシュリーヴィジャヤに結び付けられる原因の一つは、シュリーヴィジャヤの名を記す資料が7-8世紀の碑文の他に、11世紀にも存在することである。それは良く知られているとおり、刻文では既述の1025年のチョーラの遠征を記す所謂タンジョール刻文と1005年のいわゆる大レイデン刻文の2点である。また1090年頃のいわゆる小レイデン刻文には大レイデン刻文と同じ仏寺が見られるので、小レイデン刻文にも間接的にシュリーヴィジャヤが記されていると考えられる。シュリーヴィジャヤの名は、さらに10世紀末頃ないし11世紀初め頃のネパールの仏教関係の文書にも見える。

このような資料から7-8世紀のシュリーヴィジャヤ＝室利仏逝の存在と11世紀におけるシュリーヴィジャヤの存在は疑いえないが、このことから直ちに後者を三仏齊と同定する必要はなく、筆者はこれを三仏齊＝ザー

バジュを構成する諸国の一つと考える。

大レイデン刻文はタミール語の部分とサンスクリットの部分とからなるが、タミール語の部分では、ラージャラージャー世がその治世の第21年=1005年に、カダーラムの王であるチューラーマニヴァルマン (Cūḷāmaṇivarman) が建立した仏寺チューラーマニヴァルマ・ヴィハーラ (Cūḷāmaṇivarma-vihāra) の保持のために1村の収入を寄進したとされる。サンスクリット部分では、ラージャラージャー世がその治世の第21年=1005年に、シュリー・マーラヴィジャヨットウンガヴァルマン (Śrī Māravijayottunggavarman) がその父チューラーマニヴァルマンのためにナーギーパッタナ (Nāgīpaṭṭana, ネガパタム) に建立した仏寺チューダーマニヴァルマ・ヴィハーラ (Cūḍāmaṇivarma-vihāra) に1村を寄進したとされ、さらにマーラヴィジャヨットウンガヴァルマンがシャイレンドラ王家の出自で、シュリー・ヴィシャヤ (Śrī Viṣaya) の王であり、カターハ(=カダーラム)の主権を及ぼしたとされている [Majumdar 1937: 168]。

シュリー・マーラヴィジャヨットウンガヴァルマンは大中祥符元年(1008)に朝貢した三仏齊王思離麻囉皮、その父(シュリー・)チューラーマニヴァルマンは咸平六年(1003)に朝貢した三仏齊王思離朱囉無尼仏麻調華にあたる。これは南インドの資料と中国の資料が東南アジアに関して見事に対応している数少ない例であるが、チョーラの刻文において三仏齊王はシュリーヴィジャヤではなくカダーラム=カターハ(=ケダー)の王とされている。当時の三仏齊地域の政治的中心はケダーにあり、その支配がシュリーヴィジャヤに及んでいたと考えるべきであろう。

この大レイデン刻文は、通説の言うとおりで、三仏齊とチョーラの間には良好な関係が樹立されたことを意味すると考えられる。しかしラ

ージャラージャー世を継いだラージェーンドラ・チョーラ王のいくつかの刻文にカターハ征服が述べられており [Majumdar 1937: 170-172], 1018年頃にチョーラのカターハ遠征があったと考えられ、とすると、良好な関係は崩壊したことになる。

同王の1025年の遠征を記すタンジョール刻文では、まずカダーラムの王サングラーマ・ヴィジャヨットウンガヴァルマン (Sanggrāma-vijayottunggavarman) を捕えたことが記され、ついで、シュリーヴィジャヤ以下の地が征服されたことを述べている。ここでも三仏齊の政治的中心地はケダーであり、シュリーヴィジャヤ以下の地はその支配下にあったという想定が得られる。

ヴィーララージェーンドラ王の1068年頃のカダーラム遠征については第Ⅱ章第6節で述べた。

チョーラ王クロートウンガの第20年(1089-90)の小レイデン刻文は同王が、キダーラの王の要請により、シャイレンドラ・チューダーマニヴァルマ・ヴィハーラつまり大レイデン刻文に記される仏寺に与えられた村の税を免除することを述べる [Majumdar 1937: 182]。キダーラはカダーラムのことである。この刻文はチョーラと三仏齊の良好な関係が回復されたことを示していると考えられるが、とすれば、三仏齊の中心地はここでもシュリーヴィジャヤではなくケダーであったことになる。

このように見てくれば、三仏齊をチョーラの刻文に見えるシュリーヴィジャヤに同定する必要はなく、シュリーヴィジャヤは三仏齊の中の一国と見ることができる。

中国資料が三仏齊、アラブ資料がザーバジュという総称でこの地域を捉えたのに対して、チョーラの資料はその中の個々の地名で捉えていたと考えられよう。南インドの資料に見えるジャーヴァカ(サンスクリット、パ

ーリ語), シャーヴァカ (Śavaka, タミール語) は通常ザーバジュに同定される。これに従えば三仏齊=ザーバジュ=ジャーヴァカ (シャーヴァカ) ということになるが, 南インドの資料もやはり総称を以てこの地域を呼ぶこともあったと言えよう。しかしジャーヴァカ (シャーヴァカ) が見えるのは13世紀のことであり, またその場合にこれが総称であるかどうか更に検討する必要があると思われるので, 別の機会に扱うこととしたい。

4. 11世紀の三仏齊——チョーラとの関係を中心に——まとめ

以上を踏まえて11世紀の三仏齊とチョーラとの関係は以下のようにまとめることができよう。

1005年, 三仏齊とチョーラの間には良好な関係が存在した (樹立された)。当時の三仏齊の中心勢力はシャイレンドラ王家のケダーであったと考えられる。11世紀前半の三仏齊の中国への朝貢は咸平六年 (1003), 大中祥符元年 (1008) に続いて, 天禧元年 (1017), 天聖六年 (1028) が記録されている。三仏齊とチョーラの良好な関係は長続きせず, 1015年の注輦の最初の中国への朝貢の後, 1018年頃チョーラのカダーラム遠征が行われた。ついで1020年に注輦の2回目の中国への朝貢があった。さらに1025年の大遠征によって, 1060年代から1080年にかけての地華伽囉に代表される, 三仏齊地域におけるチョーラの勢力が樹立され, その拠点にはケダーにあったと考えられる。

通説ではこの大遠征にもかかわらずチョーラは三仏齊を支配しなかったと, つまりこの遠征は単なる略奪遠征であったと理解されているが, これは, 天聖六年 (1028) に三仏齊の朝貢が記録されているので, 三仏齊は独立を全うしたと考えるからである。「三仏齊=シェリーヴィジャヤ, 注輦=チョーラ」という

通説の枠組みからは当然の結論である。しかし, 三仏齊総称説の立場に立つと, この年の三仏齊王室利暈華による朝貢は, ①3年前にチョーラに敗れた旧勢力, ②三仏齊注輦国つまり三仏齊地域のチョーラ勢力, ③三仏齊地域の, 我々には未知の, 第3勢力による朝貢という三つの可能性が考えられ, 仮に②でないとしても, ①であると考えなければならない必然性はない。なお利暈華はこの年の朝貢以外には見られない名前である。ただ, 続資治通鑑長編巻106 および宋史と文献通考の三仏齊伝のこの天聖六年の朝貢記事に, 「旧制, 遠国使入貢, 賜以間金塗銀帶, 時特以渾金帶賜之」とあって, いかなる事情によるものか不明であるが, この朝貢が特別視されていることが窺える。

5年後の1033年に注輦の3回目の朝貢がある。熙寧十年 (1077) の注輦の朝貢は実は三仏齊注輦国の朝貢であるので, チョーラ本国の朝貢はこの1033年が最後ということになる。この1033年の注輦本国の朝貢の後約30年間の資料の沈黙を経て, 天慶観碑文と広州志に, 治平年間 (1064-1067) の地華伽囉による使者至囉囉の広州派遣が出てくる。至囉囉は破壊される前の天慶観を見ているはずであるから, これが破壊される皇祐四年 (1052) 以前に広州に来たことがあるはずである。それが何年のことかはわからない。治平四年 (1067) に天慶観の重修が始まる。1068年頃 (あるいは1070年?) ケダーの地華伽囉は何らかの危機に見舞われ, チョーラ本国の軍事的援助によって初めてこれを克服することができた。この危機にもかかわらず, 地華伽囉の使者の広州往来は行われている。熙寧十年 (1077) 地華伽囉は朝貢の際に保順慕化大將軍を与えられ, 元豊二年 (1079) 天慶観の重修は完成し, その機会に地華伽囉の朝貢があり, 天慶観碑文が立てられ, 翌年地華伽囉は死亡する。

この元豊二年（1079）と五年（1082）には三仏齊詹卑国の朝貢があった。1025年以來のチョーラの三仏齊支配力に陰りが見え、ジャンビの台頭を抑えられなかったのであろう。その背景には1070年頃チョーラがセイロンを失い、チョーラのベンガル湾支配力の弱体化があったと考えられ、これがひいては本国からの軍事的援助を必要としたケダーにおける三仏齊注輦の勢力の衰退をもたらしたのであろう。しかし元祐三年（1088）十二月と同五年（1090）十二月三仏齊注輦国の朝貢があったと考えられるので、ジャンビがチョーラ勢力に代わって直ちに三仏齊地域の覇権を握ったとは考えられない。またそもそもこの時期以後の三仏齊の朝貢が詹卑の朝貢であったという資料的裏付けはないと言うべきである。

1077年から1095年の20年弱の間に10回以上の三仏齊の朝貢があった。これは10世紀後半の宋朝成立直後の30年間に匹敵する頻度であり、他の時期に比べてはるかに多い。1025年以來半世紀余にわたって三仏齊の中心的勢力であったケダーのチョーラ勢力がようやく弱体化し始め、ジャンビの勢力が台頭するという再編成の時期に、おそらくケダー、ジャンビ以外の勢力も参加して、交易支配権の獲得を目指して、中国との国家的関係による権威の獲得を争ったのであろう。

小レイデン刻文が1089-1090年に三仏齊とチョーラの間には良好な関係が再建されたことを示しているので、ケダーにシャイレンドラ王家が復活したと考えることができよう。しかしこのケダーと三仏齊詹卑（＝ジャンビ）との関係は不明である。

ところが、元祐三年（1088）十二月と同五年（1090）十二月の朝貢が三仏齊注輦国のものであったとすれば、まさに三仏齊とチョーラの良好な関係が再建される時期に、三仏齊地域のチョーラ勢力が中国に朝貢していることになり、小レイデン刻文から推測すべき事

態は叙上の如く単純ではなかったのかもしれないが、今その詳細はわからない。

VI おわりに

三仏齊は複数の朝貢国の総称と考えるべきである。そしてシュリーヴィジャヤではなく、アラブ資料のザーバジュと同定すべきである。その根拠は次のようにまとめられる。

①三仏齊詹卑国および三仏齊注輦国という表現が資料に存在し、それは大食某々国という表現が存在するのと同じ熙寧・元豊・元祐年間に限られている。したがって、大食と同様「諸国総名」と考えられる。大食の場合に比較的容易に「諸国総名」という認識が生じたのに対し、三仏齊の場合に「諸国総名」という認識が生じなかったのは、具体例が上記の二つしかなく、かつ三仏齊注輦国の場合は、インドの注輦（本国）とは別に——その出先勢力として——東南アジアの注輦が存在するという特殊な状況ゆえであった。

②三仏齊を総称と考えることによって、つまり三仏齊詹卑国、三仏齊注輦国を総称三仏齊の中の詹卑国、注輦国と考えることによって、資料の混乱の糸を解きほぐすことができ、またチョーラ資料と中国資料とが整合性を持つことができる。その資料の混乱には、熙寧・元豊・元祐年間のもの、「注輦役属三仏齊」という認識、建隆年間における2年半の間に5回の朝貢が行われていること、その一つが三仏齊とは別に生留（先留）と号していること、また明初における複数の三仏齊の朝貢等々がある。

③三仏齊が複数の国々の総称であるという構造は、アラブ資料におけるザーバジュが複数の国々——その一つがスリブザ＝シュリーヴィジャヤ——の総称であるという構造に対応しており、従って、三仏齊はシュリーヴィジャヤではなくザーバジュに同定すべきであ

る。

三仏齊＝ザーバジュの範囲，および11世紀における三仏齊とチョーラの関係については第V章で述べたように考えることができよう。

以上を以て三仏齊の再検討が終わったわけではなく，むしろ今後検討すべき多くの課題が生じた。そのようなものとして，少なくとも次のことがらが考えられる。

①三仏齊が「諸国総名」であれば，単に三仏齊の朝貢とされているものは，実は三仏齊某々国の朝貢である。熙寧・元豊・元祐年間の記録に三仏齊詹卑国，三仏齊注輦国という表現が見られる場合にはそれが各々ジャンビ，ケダーと考えることができるが，その他の場合には，現在のところ，位置を特定することができない。ましてパレンバンであったとか，ジャンビであったとか言うことはできない。すべての資料を再検討しなければならない。たとえば諸蕃志における三仏齊の位置をジャンビとする通説は，三仏齊一国説の前提の上に，三仏齊の属国リストにジャンビが存在しないことに依拠している。しかしリストに存在しないのはジャンビだけではない。

②近年ブロンソン[Bronson 1979; Bronson and Wisseman 1976]などが主として考古学的知見——正確には考古学的資料の乏しさ——に基づいて，シュリーヴィジャヤを大国と見るべきでなく，せいぜい数十年位の間隔で転々と位置を変える，遺跡をあまり残さない短命の権力の連続の総体と見るべきであるとする見解を提起しているが[深見 1981: 141-146]，この見解は三仏齊総称説と接点を持ちうるであろう。このような観点からマラッカ海峡地域の古代史を再検討するのは決して無駄ではあるまい。

③三仏齊＝ザーバジュと11世紀の南インドの資料に見えるシャイレンドラとの関係，また13世紀の南インドの資料に見えるジャー

ヴァカとの関係，この問題には既にいくつかの議論が出されているが，三仏齊総称説から再検討することによってあるいは新たな進展が可能かもしれない。

④三仏齊＝ザーバジュ（＝ジャーヴァカ）の語源，つまりどんな種類の名辞なのかも問題である。三仏齊のみを，つまり中国との関係のみを見れば朝貢国の総称であり，これをどう解釈するかという問題が第1に想定されるが，三仏齊＝ザーバジュ（＝ジャーヴァカ）を問題にするならば，これが，たとえば民族名に由来するのか，ジャワと関係があるのか——あるとすればどのような関係か——が問題になろう。

⑤また15世紀の歴代宝案を最後に三仏齊は資料に見えなくなるが，その後のこの地域の歴史とどのように繋がるのか——繋がらないのか——，特に15世紀のマラッカ海峡の交易の中心をなすマラッカ王国と関係があるのかも重要な問題である。

⑥さらに，三仏齊が総称であるにもかかわらず，中国がこれをあたかも1国であるかの如く対処している——少なくとも，そのように見える——ことの意味を追求することも必要であろう。これによってあるいは東南アジアの交易とその構造の性格の理解が深まるかもしれない。

謝 辞

本稿は昭和57年度科学研究費補助金総合研究A「中国資料に基づく東南アジア国家成立に関する総合研究」(研究代表者：石井米雄京都大学教授)による研究成果の一部である。また東南アジア史学会関西例会「漢籍を読む会」での報告に基づくものである。文責が筆者にあるのは勿論だが，記して感謝の意としたい。

資料Ⅰ 広東重修天慶観記

道家之教，蓋源於宗周之老聃，興於有唐之明皇，盛於我宋之章聖。然則老子著道德二經，其言尽冲虚之理，非源而何。明皇憲章道宗，詔天下立開玄觀，非興而何。真宗崇奉至道，祥符中勅州郡建天慶觀，非盛而何。嶺外都会，広府之西南有斯觀焉，所以見尊崇之尤盛也，已皇祐四年，広源儂寇，乘不備，沿流窃至番禺中城之外，延災觀宇，悉為煨燼。於是荒殘，誰能修復，苟非富而好道，誠而求福者，又烏肯留意哉。五年瀕巨浸，接諸蕃，飛航交集之地。治平中，有三仏齊地主都首領地華迦囉遣親人至囉囉押舶到此，見斯觀瓦解，遺塞蕪沒，時与蕃中一親人回見地主，具道其事。於是欣然有向道崇起之心。至四年，再發思離沙文詣広府，始構大門建。熙寧元年，修殿未了，沙文復歸。至二年，再來畢殿，並起府西之宣詔堂，仍回。至三年，地主又發親人附物，及請廬山道士羅盈之住持本觀，紫衣何德順為監臨。当年並乞以十萬金錢買田，在觀供奉。時會羅盈之復回旧山，其來人懇告蕃司，堅乞申明請何德順繼住持，統建保真堂，北極殿，齋厅，以至塑繪天帝像位，擁從完集。何見沙文復還本蕃，而有志図全道門，思復靈迹，遂附疏於地主以誘諭之。適判官麻図華囉遠懷文德，來貢琛贐，遂具章奏，願備金錢修三清殿，御書閣，及乞看童行，歲度一人，鑄大鐘，起鐘樓，仍捨四十萬金錢置田，充広之需。朝廷嘉其意而允其請，且各封美爵，就加地主以保順慕化大將軍，錫何德順以崇道大師。迄元豐二年閏月七八，莫不規模宏備，煥若洞府。清風時過，鈴鐸交音，晴日下臨，金碧相照。向所謂四十萬金錢之捨，買到南海縣三桂村外洲竜灣岸田一頃九十畝零，歲収租谷七百五十八斛，清遠縣連塘村田植種九十斛二莊，歲収租米七百斛，入充道流之用。金錢各十萬在浄慧寺置田，均為僧尼齋粥之費。其地主自修觀以來，發舸舶跨洪濤之險，常得安濟，無曩日之驚危，足驗真靈之護祐也。若乃繼葺巨舟，獲上清之美報，固可量□。余窃觀異事，因崇道之請，乃為之記。時元豐二年重九日也。

判官保順郎將麻図華囉連縛図迦哪吨
功德主保順慕化大將軍地華迦囉
住持崇道大師賜紫何德順立石

出典は『南海県志』（清・鄭葵等撰，清・佳帖等纂，宣統二年（1910）刊本）卷12，金石略一。

なお，〔載 1979：126-127；Tan 1964：24〕にもこの碑文の全文がある（前者は簡体字）が，いずれも宣統南海県志と文字の異同が見られる。ここでは宣統南海県志に従い，文字を常用漢字に改めた。今後写真または拓本の公表が望まれる。

資料Ⅱ 天下郡国利病書三仏齊国条所引広州旧志

治平中，地華伽囉遣使至囉囉入貢，遇大風，船幾覆，至囉囉祈于天，有老翁見雲端，風浪息。時直儂寇燬広州天慶観，老君像在瓦礫中，至囉囉觀之，即向所見者也。及還以告地華迦囉，即遣思利沙文詣広，購材鳩工，重建落成。請道士羅盈之為主持，何德順為監臨。施田十萬置山田于番禺龍塘，以充常住。鑄大鐘，覆以樓，費錢四十萬，增置田于清遠蓮塘庄。明年地華伽囉沒，剪其爪髮，送道士葬之龍塘，至今祭焉。

参 考 文 献

1. 日本語
アブー・ザイド．1976．『シナ・インド物語』藤本勝次（訳）．関西大学東西学術研究所．
深見純生．1981．「シュリーヴィジャヤ研究の動向」『東洋史研究』40(3)：138-151．
桑田六郎．1945 a．『三仏齊考』南方人文研究所．
———．1945 b．『三仏齊補考』南方人文研究所．
小葉田淳．1968．『中世南島通交貿易史の研究』刀江書院．
ピレス，トメ．1966．『東方諸国記』生田 滋，他（訳）．東京：岩波書店．
和田久徳．1954．「宋代南海史料としての島夷雜誌」『お茶の水女子大学人文科学紀要』5：27-63．
渡辺 宏．1967．「宋代の大食国朝貢」『白山史学』13：19-32．
2. 中国語
林家勁．1979．「両宋与三仏齊友好関係略述」『東南亜歴史論叢』第二集，128-143 ページ所収．広州：中山大学東南亜歴史研究所．〔簡体字〕
戴裔煊．1979．「宋代三仏齊修広州天慶観碑記考釈」『東南亜歴史論叢』第二集，105-127 ページ所収．広州：中山大学東南亜歴史研究所．〔簡体字〕

3. 欧文

- Bronson, B. 1979. The Archaeology of Sumatra and the Problem of Srivijaya. In *Early South-east Asia*, edited by Smith and Watson, pp. 395-405. New York and Kuala Lumpur.
- Bronson, B.; and Wisseman, J. 1976. Palembang as Srivijaya, the Lateness of Early Cities in Southern Southeast Asia. *Asian Perspective* 19(2): 221-239.
- Coedès, G. 1918. Le Royaume de Çrīvijaya. *Bulletin de l'Ecole Française d'Extrême-Orient* 18: 1-36.
- . 1927. A Propos de la Chute du Royaume de Çrīvijaya. *Bijdragen tot de Taal-, Land- en Volkenkunde* 83: 459-472.
- . 1968. *The Indianized States of Southeast Asia*. Honolulu.
- Krom, N.J. 1931. *Hindoe-Javaansche Geschiedenis*. 2nd. ed., 's-Gravenhage.
- Majumdar, R. C. 1937. *Suvarnadvipa, Part I: Political History*. Dacca.
- Sastri, K. A. Nilakanta. 1940. Sri Vijaya. *Bulletin de l'Ecole Française d'Extrême-Orient* 40(2): 239-313.
- . 1975. *The Colas*. Madras: University of Madras. (reprint of revised edition in 1955)
- Tan Yeok Seong. 1964. The Sri Vijayan Inscription of Canton (A. D. 1079). *Journal of South-east Asian History* 5(2): 17-24.
- Tibbetts, G. R. 1979. *A Study of the Arabic Texts Containing Material on South-East Asia*. Brill, Leiden/London.
- Wolters, O. W. 1966. A Note on the Capital of Srivijaya during the Eleventh Century. *Essays Offered to G. H. Luce* 1: 225-239.
- . 1979. Studying Srivijaya. *Journal of the Malayan Branch of the Royal Asiatic Society* 52(2): 1-32.